

⚠ はお客さまにとくに確認  
いただきたい項目です。

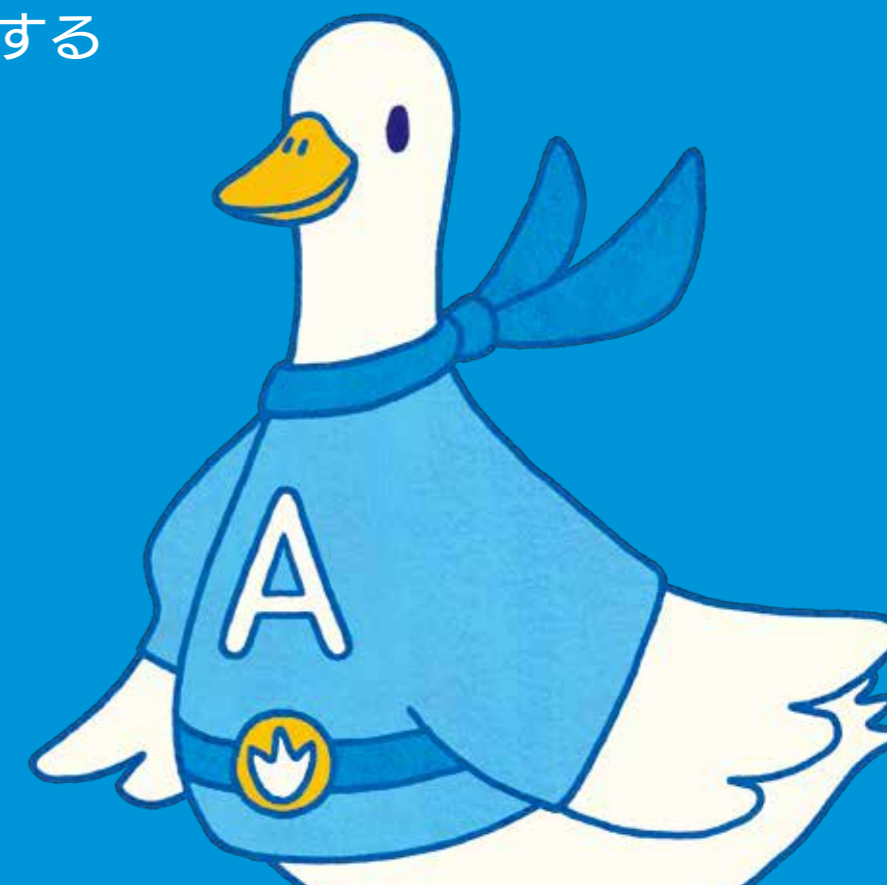
2020年4月版

通信販売用

パンフレット・契約概要・  
注意喚起情報・その他重要事項

生きるための  
がん保険  
Days 1

がん治療を  
幅広くサポートする  
がん保険。



- ◇お申込みの際には、この「パンフレット・契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」を必ずご確認ください。
- ◇「ご契約のしおり・約款」にはご契約に伴う大切なことがらに掲載されていますので必ずご一読いただきますよう、お願いいたします。
- ◇「パンフレット・契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」は大切に保管してください。

●この「パンフレット・契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」に記載のない特約の付加をご検討される場合はアフラックにお問い合わせください。

◇この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな苦情・相談・照会をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)

◇生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

郵送によるお申込みの場合、三井住友銀行の店頭でのお申込みとは、お取扱いの内容が異なります。  
ご不明な点は、三井住友銀行保険専用ダイヤル(0120-628-770)までお問い合わせください。

<ご契約後は、必ずご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人にお知らせください。>

お問い合わせ、お申し込みは  
〈募集代理店〉

SMBC  
三井住友銀行  
株式会社三井住友銀行

- ◎この「パンフレット・契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」にある保険料および保障内容などは、契約日が2020年4月1日以降の保険契約に適用となります。(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料や保障内容を変更する場合があります。)
- ◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。
- ◎保険に関する苦情・相談・照会などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

〈引受保険会社〉 保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

Aflac アフラック  
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル  
<http://www.aflac.co.jp/>

●ご契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について  
アフラックコールセンター 0120-555-027  
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始は除く)9:00～17:00



No.B06612-00

20.04(新)

B0661200

AF提販売-2019-0009 1月8日

この保険は、「がんの保障」を希望されるお客さまにおすすめの商品です。商品内容がお客さまのご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

- この商品はアフラックを引受保険会社とするがん保険(生命保険)です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象外となります。
- アフラックの正式社名は、アフラック生命保険株式会社です。

募集代理店

SMBC  
三井住友銀行  
株式会社三井住友銀行

引受保険会社

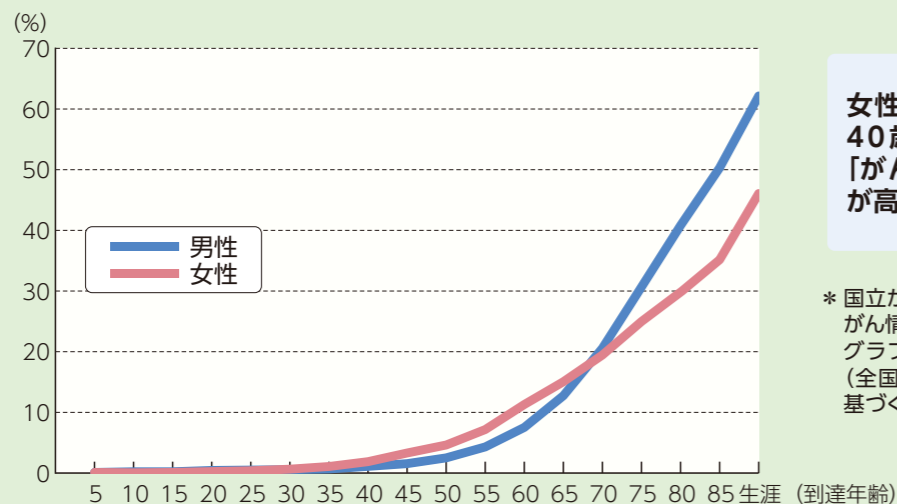
Aflac

# がんは、実は「身近な病気」です。

## 男性、女性ともに、今や2人に1人が一生のうちに「がん」と診断される\*時代です。

誰でもかかる可能性のある「すぐそこにある病気」だからこそ、きちんと向き合い、しっかり準備しておくことが大切です。

### ■がんにかかるリスク 年齢階級別 累積罹患リスク 2015年 全部位\*



女性は30歳代、男性は40歳～50歳代から、「がん」にかかるリスクが高くなります。

\* 国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」グラフデータベース 罹患データ (全国推計値) (2015年データに基づく) をもとにアフラック作成

## ご存知ですか? 医療の進歩により「治す病気」へ。

かつて「不治の病」と恐れられたがんですが、医療技術の進歩により、たとえば、胃がん、女性の乳がんの場合、5年相対生存率はそれぞれ7割を超えています。

### ■がんの部位別5年相対生存率 診断年2006年～2010年

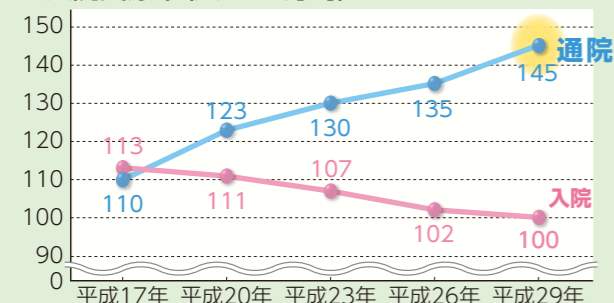


全国がんセンター協議会の生存率共同調査(2019年10月集計)による

## ご存知ですか? 通院による「がん」治療が増加傾向に。

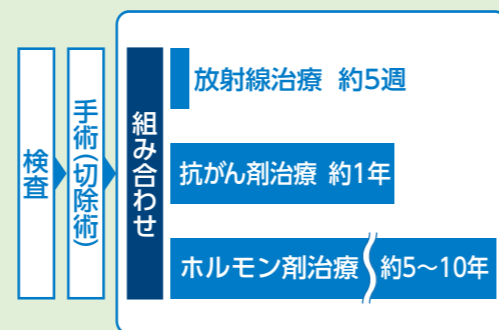
様々な「がん」の治療方法が開発されてきた現在、「入院」「手術」に加えて、「通院」による治療も非常に重要になってきています。

### ■がん(悪性新生物)の外来受療率と入院受療率(人口10万対)



厚生労働省「患者調査(平成17年、20年、23年、26年、29年)」(注)厚生労働省「平成23年 患者調査」については、宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏および福島県を除いた数値です。

### ■通院治療の一例(乳がんの場合)

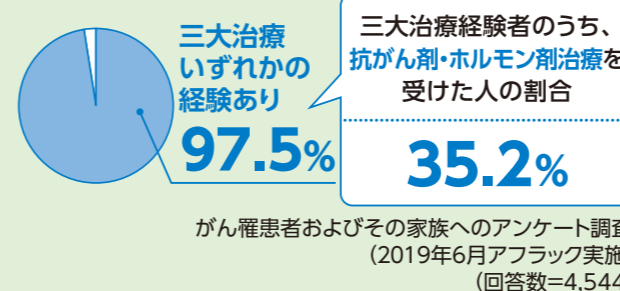


\* 治療内容・期間・組み合わせは、個々の患者の方の病期や病状により異なります。

## ご存知ですか? がん治療経験者の9割以上の方が三大治療のいずれかを受けています。

「がん」の主な治療方法として、「手術」「放射線治療」「抗がん剤・ホルモン剤治療」の3つ(三大治療)があります。「抗がん剤・ホルモン剤治療」は長期間の通院治療が必要になるケースもあり、治療費が高額になる場合があります。

### ■がん治療経験者の三大治療の受療割合



がん罹患患者およびその家族へのアンケート調査 (2019年6月アフラック実施) (回答数=4,544)

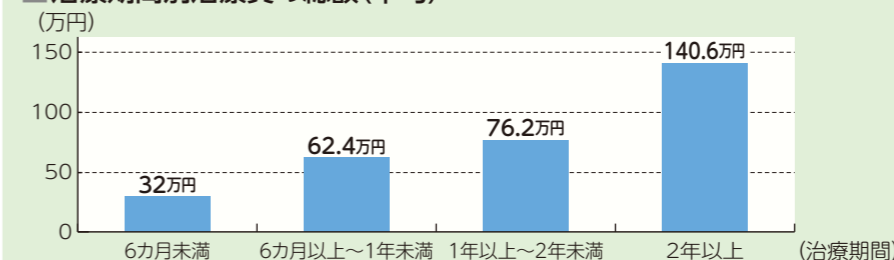
### ■(計算例)通院による抗がん剤治療を12カ月間受け、毎月の治療費について高額療養費制度の適用を受けた場合の自己負担額

高額療養費制度の適用を受けた場合の自己負担額(最低額)  
(70歳未満、標準報酬月額28万円～50万円の方の場合)  
自己負担額合計(最低額) **639,900円** (1～12カ月目)

## ご存知ですか? 治療が長引くと、経済的負担が大きくなります。

高額療養費制度により、毎月の治療費は一定額で収まりますが、治療が長引くと経済的負担が大きくなります。

### ■治療期間別治療費の総額(平均)



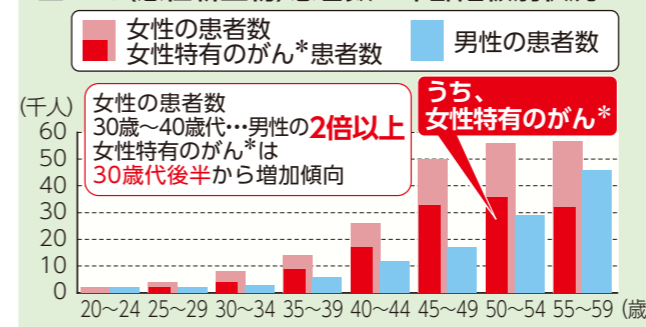
治療費以外にも以下のような費用がかかると考えられます。  
・サブリースなどの購入費  
・交通費  
・家事代行の利用費  
・通院時のシッターなどの利用費  
など

\* 上記の治療費は、治療にかかった費用のうち、公的医療保険対象となった費用と公的医療保険対象外の費用を合算したものです。なお、公的医療保険対象となった費用は、高額療養費制度を利用した後の自己負担額となっています。がん罹患患者およびその家族へのアンケート調査(2019年6月アフラック実施) (回答数=1,680)

## ご存知ですか? 女性特有のがん\*は、女性にとって大きなリスクです。

がんの患者数は、20歳代後半から50歳代では、女性が男性を上回っています。とくに、30歳代・40歳代・50歳代では大きく上回っており、30歳～40歳代では男性の2倍以上です。また、女性のがん患者数の中で最も多いのは「乳がん」です。

### ■がん(悪性新生物)患者数の年齢階級別状況



\* 乳房・子宮頸(部)・子宮体(部)・子宮の部位不明・卵巣の悪性新生物を、「女性特有のがん」と表現しています。厚生労働省「平成29年 患者調査」よりアフラック作成

### ■罹患数が多い部位(女性)



国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」罹患データ 地域がん登録全国推計によるがん罹患データ(1975年～2015年) 診断年2015年をもとにアフラック作成

# あなたやあなたの大切な人が「がん」になったときのこと。 身近な病気だからこそ、ちゃんと考えてみませんか。

生きるためのがん保険Days1(以下「Days1」)です。

## プランの特長

オールインプラン  
Aプラン

### がん治療を幅広く まとめて備えるプラン

特長

治療給付金でがん治療をまとめて保障します。さらに、複数回診断給付金で再発・転移時などにも備えることができます。

5~6  
ページ

治療給付金は、約款所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療・緩和療養を受けたとき、治療を受けた月ごとに決まった金額を受取れます。  
※Aプラン(オールインプラン)は、<がん治療保障特約><診断給付金複数回支払特約>が付加された<Days1>のプランであり、がん治療を幅広くまとめて保障するプランです。(約款所定の支払事由に該当する必要があります。)

Bプラン

### がん治療にあわせて しっかり備えるプラン

特長

手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療に手厚く備えられます。

7~8  
ページ

「抗がん剤治療」や「ホルモン剤治療」は長期間の通院治療が必要となる場合があります。それぞれの治療に応じた給付金を受取れることで、安心して治療に専念することができます。

Cプラン

### 基本的な保障を 備えるプラン

特長

基本的な保障である「診断」「入院」「通院」に備えられます。

7~8  
ページ

保障を主契約のみとすることで、お手軽に備えることができます。

## プランに付加できるオプションの特長

### オプション① <女性がん特約〔2018〕>を付加した場合 **女性専用**

※保障内容が重複する場合があるため、Aプラン(オールインプラン)には付加できません。

### 女性特有のがんによる手術を 手厚くサポート。

がんの治療を目的として、乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術のいずれかの手術を受けた場合に、女性特定ケア給付金を受取れます。

### 乳房再建をやさしくサポート。

女性特定ケア給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房に対して、乳房再建術を受けた場合に、一時金を受取れます。乳房再建とは、乳がんの手術で失った乳房を、手術で再建することです。大きく分けて以下の2つの方法があります。

- ・筋皮弁法(お腹や背中などの組織(自家組織)を移植する方法)
- ・インプラント法(人工乳房を胸に挿入する方法)

これらの方法が併用して行われる場合があります。

また、乳房再建術は、乳がんの切除術と同時に行う一期再建と、切除後一定の期間をおいて行う二期再建があります。乳房再建は、できるだけ切除前と変わらない生活を送るため、女性ならではのこころの負担を軽減するために有効な手段だと考えられています。

### オプション② <がん先進医療特約〔2018〕>を付加した場合

### がんの先進医療もしっかり保障します。

がんの診断や治療で約款所定の先進医療を受けたとき、先進医療にかかる技術料のうち、自己負担した金額と同額のがん先進医療給付金を受取れます。また、がん先進医療給付金が支払われる先進医療を受けたとき、1年間に1回、がん先進医療一時金を受取れます。

### オプション③ <特定保険料払込免除特約>を付加した場合

### がん治療が長引いた場合、 以後の保険料はいただきません。

初めてがん診断確定されてから2年以内にがんの治療目的での入院と約款所定の通院\*の合計日数が30日に達した場合、または初めてがん診断確定されてから2年以上経過後にがん診断確定されていて、その治療目的で入院または約款所定の通院\*をしたとき、以後の保険料はいただきません。

\* 約款所定の通院については **契約概要 P.25~26** をご確認ください。

そのほかにも、<特定診断給付金特約><外見ケア特約><緩和療養特約>があります。



# 多様化するがん治療を幅広くまとめてサポート。



・この商品は、保障が始まるまで3カ月の待ち期間があります。  
 ・支払事由の詳細、給付金などをお支払いできない場合、ご契約のお引受けの限度や条件など、詳細は15～46ページの「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。また、給付金をお支払いできない場合について、上記のほか、アフラックホームページをご確認ください。  
 ・保障が始まる日(責任開始日)以後に診断確定されたがん(悪性新生物)・上皮内新生物(大腸の粘膜内がん、子宮頸部の上皮内がん、乳腺の非浸潤がんなど)の保障となります。

入院給付金日額は、5,000円、10,000円、20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、60,000円からお選びください。  
 ※満65歳以上の方は50,000円、60,000円はお選びいただけません。

郵送によるお申込みの場合、三井住友銀行の店頭でのお申込みとは、お取扱いの内容が異なります。

**保障内容** 保険期間：終身  
 (ただし、<がん治療保障特約><がん先進医療特約><外見ケア特約>は10年)

## 入院給付金日額5,000円の場合

主契約	がん保険 (低無解約払戻金2018)	診断	初めてがん・上皮内新生物と診断確定されたとき	一時金として	診断給付金	対象		Aプラン(オールインプラン) (以下、「Aプラン」という)		一生 生涯保障
						がん	上皮内新生物	1回限り がんの場合 50万円	1回限り 上皮内新生物の場合 5万円	
主契約	がん保険 (低無解約払戻金2018)	入院	がん・上皮内新生物の治療目的で入院したとき	1日目から 日数無制限	入院給付金	○	○	1日につき	5,000円	一生 生涯保障
		通院	がん・上皮内新生物の治療目的で通院をしたとき	約款所定の治療*1のための通院は日数無制限 通院期間中の通院*2は日数無制限	通院給付金	○	○	1日につき	5,000円	
		がん治療保障	がん・上皮内新生物の治療目的で約款所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療・緩和療養を受けたとき	入院しなくても	治療給付金	○	○	治療を受けた月ごとに 更新後の保険期間を含め通算60回まで	5万円	
複数回支払特約	診断給付金複数回支払特約(2018)	複数回診断	初めてがんと診断確定されてから(または前回の複数回診断給付金のお支払いから)2年以上経過後にごんと診断確定されていて、その治療目的で入院または約款所定の通院*4をしたとき ※上皮内新生物の場合も同様です。	2年に1回を 限度に 回数無制限	複数回診断給付金	○	○	1回につき がんの場合 50万円 1回につき 上皮内新生物の場合 5万円	一生 生涯保障	

**+** 以下の特約を付加いただくことで保障を充実できます。

オプション	がん先進医療特約(2018)	がん先進医療	がんの診断や治療で約款所定の先進医療を受けたとき	入院しなくても	がん先進医療給付金 がん先進医療一時金	○	—	1回につき 更新後の保険期間を含め 自己負担した金額と同額 通算2,000万円まで	(自動更新*3) 10年満期
	特定診断給付金特約	特定診断	初めてがんと診断確定されてから2年以内にがんの治療目的での入院と約款所定の通院*4の合計日数が30日に達した場合、または初めてがんと診断確定されてから2年以上経過後にごんと診断確定されていて、その治療目的で入院または約款所定の通院*4をしたとき	一時金として	特定診断給付金	○	—	1回限り がんの場合 50万円*5	一生 生涯保障
	外見ケア特約	外見ケア	がんの治療により頭髪に脱毛の症状が生じたとき がんの治療目的でつぎの①②いずれかの手術を受けたとき ①顔または頭部に生じたがんの摘出術または切除術 ②手指または足指の第一関節以上の切断術(四肢切断術を含む)		外見ケア給付金	○	—	1回限り 10万円 ①②それぞれ1回ずつ 20万円	(自動更新*3) 10年満期
	特定保険料払込免除特約	特定保険料払込免除	初めてがんと診断確定されてから2年以内にがんの治療目的での入院と約款所定の通院*4の合計日数が30日に達した場合、または初めてがんと診断確定されてから2年以上経過後にごんと診断確定されていて、その治療目的で入院または約款所定の通院*4をしたとき ※「特定診断給付金」の支払事由と同じです。		保険料払込免除	○	—	以後の保険料はいただきません(保障は継続します)	

\*1 約款所定の治療とは、手術・放射線治療・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)をいいます。 \*2 通院期間中の通院については、\*4 約款所定の通院とは、手術・放射線治療・抗がん剤治療(経口投与を除く)のための通院をいいます。(ホルモン剤治療のための通院は含まれません。) \*5 <特定診断給付金> \* <がん治療保障特約> <診断給付金複数回支払特約> <特定診断給付金特約> <特定保険料払込免除特約>は、<Days1>と同時に申込みの場合に限り付加できます。(中途付加はできません。) ※保障内容が重複する場合があるため、<女性がん特約><緩和療養特約>は、<Days1 [Aプラン]>には付加できません。 \* <Days1 [Aプラン]>は、主契約<がん保険(低・無解約払戻金2018)>に<がん治療保障特約><診断給付金複数回支払特約(2018)>を組み合わせた商品です。

# 現在のがん治療に対応した 保障内容でサポート。

⚠️ この商品は、保障が始まるまで3カ月の待ち期間があります。  
 ・支払事由の詳細、給付金などをお支払いできない場合、ご契約のお引受けの限度や条件など、詳細は15～46ページの「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。また、給付金をお支払いできない場合について、上記のほか、アフラックホームページをご確認ください。  
 ・保障が始まる日(責任開始日)以後に診断確定されたがん(悪性新生物)・上皮内新生物(大腸の粘膜内がん、子宮頸部の上皮内がん、乳腺の非浸潤がんなど)の保障となります。

入院給付金日額は、5,000円、10,000円、20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、60,000円からお選びください。  
 ※満65歳以上の方は50,000円、60,000円はお選びいただけません。

郵送によるお申込みの場合、三井住友銀行の店頭でのお申込みとは、お取扱いの内容が異なります。

**保障内容** 保険期間：終身  
 (ただし、＜抗がん剤・ホルモン剤治療特約＞＜女性がん特約＞＜がん先進医療特約＞＜外見ケア特約＞は10年)

## 入院給付金日額5,000円の場合

生きるためのがん保険 Days 1	主契約	がん保険 [低無解約 払戻金2018]	診断	初めてがん・上皮内新生物と診断確定されたとき	一時金として	診断給付金	対象		Bプラン		Cプラン		一生 生涯保障
							がん	上皮内 新生物	がん の場合	上皮内新生物 の場合	がんの 場合	上皮内新生物 の場合	
			入院	がん・上皮内新生物の治療目的で入院したとき	1日目から 日数無制限	入院給付金	○	○	1日につき	5,000円	1日につき	5,000円	
			通院	がん・上皮内新生物の治療目的で通院をしたとき	約款所定の治療*1のための通院は日数無制限 通院期間中の通院*2は日数無制限	通院給付金	○	○	1日につき	5,000円	1日につき	5,000円	
	治療特約	抗がん剤・ ホルモン剤 特約(2018)	抗がん剤 ホルモン剤	がんの治療目的で約款所定の抗がん剤治療やホルモン剤治療を受けたとき	入院しなくても	抗がん剤 治療給付金 ホルモン剤 治療給付金	○	—	1か月 5万円 更新後の保険期間を含め通算300万円まで	治療を受けた月ごとに 乳がん・前立腺がんの ホルモン剤治療のとき 2.5万円	—	—	(自動更新*3) 10年満期
	治療特約	手術・放射線 特約(2018)	手術 放射線	がん・上皮内新生物の治療目的で約款所定の手術を受けたとき	入院しなくても	手術治療 給付金	○	○	1回につき	10万円	—	—	一生 生涯保障
			放射線	がん・上皮内新生物の治療目的で約款所定の放射線治療を受けたとき	入院しなくても	放射線治療 給付金	○	○	1回につき	10万円	—	—	

以下の特約を付加いただくことで保障を充実できます。

女性専用 特約	女性がん 特約(2018)	女性特定ケア	がんの治療目的で乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術を受けたとき	女性特定ケア 給付金	○	—	1回につき	20万円	1回につき	20万円	(自動更新*3) 10年満期
		乳房再建	女性特定ケア給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた後に乳房再建術を受けたとき	乳房再建 給付金	○	—	1回につき	50万円	1回につき	50万円	
医療特約	がん先進 医療特約(2018)	先進医療	がんの診断や治療で約款所定の先進医療を受けたとき	がん先進医療 給付金	○	—	1回につき	先進医療にかかる技術料のうち、 自己負担した金額と同額	更新後の保険期間を含め 通算2,000万円まで	15万円	一生 生涯保障
		特定診断	初めてがんと診断確定されてから2年以内にがんの治療目的での入院と約款所定の通院*4の合計日数が30日に達した場合、または初めてがんと診断確定されてから2年以上経過後にがんと診断確定されていて、その治療目的で入院または約款所定の通院*4をしたとき	がん先進医療 一時金	○	—	1年間に1回まで	上記「がん先進医療給付金」が支払われる先進医療を受けたとき	15万円		
オプション 特約	外見ケア 特約	外見ケア	がんの治療により頭髪に脱毛の症状が生じたときと医師に診断されたとき	外見ケア 給付金	○	—	1回限り	10万円	1回限り	10万円	(自動更新*3) 10年満期
		緩和療養 特約	①がん性疼痛緩和を目的として、約款所定の疼痛緩和薬または神経ブロックが使用された入院または通院をしたとき ②がん性疼痛などの各種症状の緩和を目的として、約款所定の緩和ケア病棟への入院または約款所定の在宅医療を受けたとき	緩和療養 給付金	○	—	①②それぞれ1回ずつ	20万円	①②それぞれ1回ずつ	20万円	
緩和療養 特約	緩和療養 特約	緩和療養	①がん性疼痛緩和を目的として、約款所定の疼痛緩和薬または神経ブロックが使用された入院または通院をしたとき ②がん性疼痛などの各種症状の緩和を目的として、約款所定の緩和ケア病棟への入院または約款所定の在宅医療を受けたとき	緩和療養 給付金	○	—	24回を限度 治療を受けた月ごとに1回	10万円	24回を限度 治療を受けた月ごとに1回	10万円	一生 生涯保障
払込免除特約	特定保険料 払込免除特約	保険料払込免除	初めてがんと診断確定されてから2年以内にがんの治療目的での入院と約款所定の通院*4の合計日数が30日に達した場合、または初めてがんと診断確定されてから2年以上経過後にがんと診断確定されていて、その治療目的で入院または約款所定の通院*4をしたとき ※「特定診断給付金」の支払事由と同じです。	保険料 払込免除	○	—	以後の保険料はいただきません(保障は継続します)				

\*1 約款所定の治療とは、手術・放射線治療・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)をいいます。 \*2 通院期間中の通院については、\*4 約款所定の通院とは、手術・放射線治療・抗がん剤治療(経口投与を除く)のための通院をいいます。(ホルモン剤治療のための通院は含みません。) \*5 <特定診断給付金特約>は、入院給付金日額は20,000円までとなります。 \*6 <特定診断給付金特約>は、入院給付金日額10,000円、20,000円の場合のみ付加できます。  
 ※ <特定診断給付金特約> <特定保険料払込免除特約>は、<Days1>と同時に申込みの場合に限り付加できます。(中途付加はできません。)  
 ● <Days1[Bプラン]>は、主契約＜がん保険[低・無解約払戻金2018]>に＜抗がん剤・ホルモン剤治療特約[2018]>＜手術・放射線治療特約[2018]>を組み合わせた商品です。 ● <Days1[Cプラン]>は、主契約＜がん保険[低・無解約払戻金2018]>のみの商品です。



男性

●月払保険料表

入院給付金日額5,000円

[終身払] 保険期間・保険料払込期間：終身 (ただし、<がん治療保障特約><抗がん剤・ホルモン剤治療特約><がん先進医療特約><外見ケア特約>の保険期間・保険料払込期間は10年)

特定保険料払込免除特約 **あり**

生きるためのがん保険Days1

オプション

Table with columns for age (0-85), A Plan, B Plan, C Plan, and various insurance options (Advanced Cancer, Diagnosis, Appearance Care, Palliative Care). Includes specific rates for each age group.

\*1 <特定診断給付金特約>は、入院給付金日額5,000円のCプランには付加できません。 \*2 保障内容が重複する場合があるため、<緩和療養特約>

保険料についてご確認いただきたいこと
●<がん治療保障特約><抗がん剤・ホルモン剤治療特約><がん先進医療特約><外見ケア特約>は10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日時点の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。

●契約日が2020年4月1日以降の保険契約に適用される保険料率(口座振替料率)になります。(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります。)
●保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)によります。
●郵送によるお申込みの場合、三井住友銀行の店頭でのお申込みとは、お取扱いの内容が異なります。
●保険料のお払込方法については「契約概要P.28~30」をご確認ください。 ●オプションをご希望の場合は、プランの保険料にオプションの保険料を追加してください。

特定保険料払込免除特約 **なし**

生きるためのがん保険Days1

オプション

Table with columns for age (0-85), A Plan, B Plan, C Plan, and various insurance options (Advanced Cancer, Diagnosis, Appearance Care, Palliative Care). Includes specific rates for each age group.

は、Aプランには付加できません。

上記以外の保険料などについては、三井住友銀行保険専用ダイヤル(0120-628-770)までお問い合わせください。
ご契約をお引受けする限度や条件および保険料に関する内容については、15~33ページ「契約概要」をご確認ください。

はじめに
特長
保障内容について
保険料表
付帯サービス
契約概要
注意喚起情報
その他重要事項

**女性** ●月払保険料表 入院給付金日額5,000円

[終身払] 保険期間・保険料払込期間：終身 (ただし、<がん治療保障特約><抗がん剤・ホルモン剤治療特約><女性がん特約><がん先進医療特約><外見ケア特約>の保険期間・保険料払込期間は10年)

特定保険料払込免除特約 <b>あり</b>										
生きるためのがん保険Days1					オプション					
契約日の 満年齢	Aプラン	左記保険料に含まれます がん治療 保障特約	Bプラン	左記保険料に含まれます 抗がん剤・ ホルモン剤 治療特約	Cプラン	女性がん 特約*1	がん先進 医療特約	特定診断 給付金特約*2	外見ケア 特約	緩和療養 特約*1
0歳	845円	170円	765円	60円	525円	—	94円	150円	18円	84円
1	865	170	785	60	545	—	94	150	18	84
2	880	170	785	55	550	—	94	150	18	84
3	885	165	805	55	560	—	94	150	18	88
4	910	165	820	55	575	—	94	160	18	88
5	920	165	830	55	585	—	94	160	18	92
6	935	165	855	55	600	—	94	170	18	92
7	945	165	855	55	600	—	94	170	18	96
8	960	165	870	55	615	—	94	170	18	96
9	995	165	905	55	640	—	94	180	18	100
10	1,000	170	905	55	640	—	94	180	18	100
11	1,025	170	920	55	655	—	94	180	18	104
12	1,050	170	960	60	680	—	94	190	18	104
13	1,075	170	975	60	695	—	94	190	18	108
14	1,090	175	995	60	705	—	94	200	18	112
15	1,120	180	1,015	65	720	62円	94	200	18	112
16	1,150	185	1,045	70	735	62	94	210	18	116
17	1,170	190	1,065	75	750	62	94	210	18	120
18	1,205	200	1,095	80	765	62	94	220	19	120
19	1,240	210	1,115	85	780	62	94	230	19	124
20	1,275	220	1,160	95	805	62	94	230	20	128
21	1,325	235	1,195	105	830	62	94	240	21	132
22	1,375	250	1,235	110	855	62	94	240	21	132
23	1,415	265	1,270	120	870	62	94	250	22	136
24	1,480	280	1,320	130	910	62	94	260	23	140
25	1,525	300	1,370	145	935	62	94	270	24	144
26	1,580	315	1,420	155	965	63	94	270	26	148
27	1,650	340	1,465	165	1,000	63	94	280	27	152
28	1,700	360	1,510	180	1,020	63	94	290	29	156
29	1,775	390	1,575	200	1,055	67	95	300	31	160
30	1,850	425	1,635	220	1,095	73	95	310	33	164
31	1,945	470	1,710	245	1,135	83	95	320	35	168
32	2,030	515	1,765	270	1,165	95	95	330	39	176
33	2,140	575	1,845	300	1,205	111	96	330	42	180
34	2,250	640	1,925	335	1,240	129	96	340	46	184
35	2,380	715	2,015	370	1,285	151	97	360	50	192
36	2,485	780	2,090	405	1,315	173	97	370	54	196
37	2,595	840	2,190	445	1,355	200	98	380	59	204
38	2,730	915	2,295	490	1,405	228	98	390	63	208
39	2,840	985	2,370	525	1,435	251	99	410	68	216
40	2,965	1,055	2,470	570	1,480	271	99	420	72	220
41	3,065	1,125	2,550	610	1,510	286	99	430	76	228
42	3,190	1,185	2,660	655	1,565	296	99	440	80	236
43	3,295	1,250	2,740	695	1,595	300	99	450	84	240
44	3,405	1,315	2,835	735	1,640	303	100	470	87	248
45	3,500	1,370	2,915	775	1,670	303	100	480	90	252
46	3,620	1,425	3,015	810	1,725	301	100	490	92	260
47	3,695	1,470	3,085	840	1,755	296	101	500	94	264
48	3,775	1,505	3,185	875	1,800	289	101	510	95	272
49	3,855	1,545	3,255	905	1,830	284	101	530	96	276
50	3,940	1,585	3,335	930	1,875	280	101	540	98	284
51	4,015	1,615	3,420	960	1,920	279	101	550	99	288
52	4,090	1,645	3,490	985	1,955	279	101	560	100	296
53	4,165	1,675	3,570	1,010	2,000	281	101	570	102	304
54	4,245	1,710	3,650	1,035	2,045	282	100	580	104	308
55	4,350	1,745	3,750	1,065	2,105	284	100	600	107	316
56	4,435	1,785	3,840	1,090	2,150	286	100	610	110	324
57	4,535	1,825	3,940	1,120	2,210	287	101	620	113	332
58	4,635	1,870	4,035	1,150	2,255	289	101	640	117	340
59	4,755	1,920	4,135	1,170	2,325	290	101	660	120	348
60	4,860	1,965	4,235	1,200	2,375	291	101	670	124	356
61	4,965	2,010	4,340	1,225	2,435	291	101	690	127	368
62	5,060	2,055	4,430	1,255	2,485	292	101	710	130	380
63	5,180	2,105	4,535	1,280	2,545	292	101	730	133	396
64	5,275	2,140	4,640	1,305	2,605	291	101	750	136	404
65	5,370	2,175	4,730	1,325	2,655	291	101	770	139	416
66	5,470	2,205	4,820	1,345	2,715	291	101	790	142	428
67	5,555	2,230	4,910	1,365	2,765	291	101	810	144	436
68	5,655	2,245	5,010	1,380	2,830	290	101	830	146	444
69	5,740	2,260	5,095	1,395	2,890	289	101	850	149	452
70	5,810	2,265	5,175	1,400	2,945	288	102	880	151	460
71	5,885	2,265	5,260	1,400	3,010	—	102	900	154	468
72	5,940	2,255	5,325	1,400	3,065	—	102	920	157	480
73	6,000	2,240	5,400	1,390	3,130	—	101	950	160	488
74	6,045	2,220	5,460	1,375	3,185	—	101	980	162	496
75	6,110	2,190	5,530	1,350	3,260	—	101	990	164	504
76	6,135	2,145	5,590	1,320	3,320	—	101	1,020	167	516
77	6,180	2,105	5,650	1,285	3,395	—	101	1,050	170	524
78	6,220	2,045	5,700	1,235	3,475	—	101	1,080	173	536
79	6,250	1,990	5,740	1,190	3,550	—	101	1,110	176	548
80	6,310	1,935	5,825	1,150	3,645	—	101	1,140	179	560
81	6,345	1,880	5,890	1,105	3,725	—	101	1,170	182	572
82	6,425	1,830	5,980	1,055	3,835	—	101	1,200	185	584
83	6,510	1,785	6,080	1,005	3,945	—	102	1,230	188	600
84	6,610	1,745	6,190	965	4,055	—	102	1,270	191	612
85	6,730	1,720	6,335	935	4,180	—	102	1,310	193	628

\*1 保障内容が重複する場合があるため、<女性がん特約><緩和療養特約>は、Aプランには付加できません。 \*2 <特定診断給付金特約>は、入院給付金

保険料についてご確認いただきたいこと  
●<がん治療保障特約><抗がん剤・ホルモン剤治療特約><女性がん特約><がん先進医療特約><外見ケア特約>は10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日時点の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。

●契約日が2020年4月1日以降の保険契約に適用される保険料率(口座振替料率)になります。(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります。)  
●保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)によります。  
●郵送によるお申込みの場合、三井住友銀行の店頭でのお申込みとは、お取扱いの内容が異なります。  
●保険料のお払込方法については「契約概要 P.28~30」をご確認ください。 ●オプションをご希望の場合は、プランの保険料にオプションの保険料を追加してください。

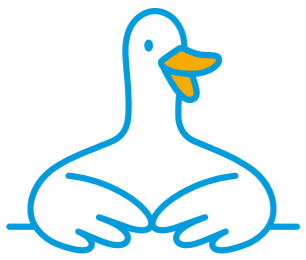
特定保険料払込免除特約 <b>なし</b>										
生きるためのがん保険Days1					オプション					
契約日の 満年齢	Aプラン	左記保険料に含まれます がん治療 保障特約	Bプラン	左記保険料に含まれます 抗がん剤・ ホルモン剤 治療特約	Cプラン	女性がん 特約*1	がん先進 医療特約	特定診断 給付金特約*2	外見ケア 特約	緩和療養 特約*1
0歳	810円	165円	730円	55円	505円	—	93円	150円	17円	80円
1	825	165	735	55	510	—	93	150	17	80
2	825	165	745	55	510	—	93	150	17	84
3	840	165	755	50	525	—	93	150	17	84
4	870	165	775	50	545	—	93	160	17	84
5	875	165	780	50	550	—	93	160	17	88
6	895	165	800	50	560	—	93	170	17	88
7	900	165	805	50	565	—	93	170	17	92
8	910	165	815	50	575	—	93	170	17	92
9	930	165	835	50	585	—	93	180	17	96
10	945	165	850	50	600	—	93	180	17	96
11	965	165	865	55	610	—	93	180	17	100
12	980	165	890	55	625	—	93	190	17	100
13	1,005	165	905	55	640	—	93	190	17	104
14	1,020	170	920	60	650	—	93	200	17	104
15	1,045	170	945	60	665	61円	93	200	17	108
16	1,080	180	975	65	690	61	93	210	18	112
17	1,095	185	990	70	690	61	93	210	18	112
18	1,140	195	1,020	75	715	61	93	220	18	116
19	1,155	205	1,035	85	720	61	93	230	19	120
20	1,190	215	1,065	90	735	61	93	230	19	120
21	1,235	225	1,100	100	760	61	93	240	20	124
22	1,275	240	1,140	105	785	61	93	240	21	128
23	1,325	255	1,175	115	810	61	93	250	21	132
24	1,365	270	1,210	125	825	61	93	260	22	132
25	1,420	290	1,260	140	850	61	93	270	24	132
26	1,465	305	1,300	150	880	61	93	270	25	136
27	1,520	325	1,350	165	905	61	93	280	26	140
28	1,580	350	1,380	170	930	61	93	290	28	144
29	1,645	375	1,440	190	960	64	93	300	30	148
30	1,710	405	1,490	205	985	69	93	310	32	152
31	1,790	445	1,550	225	1,025	78	93	320	33	156
32	1,860	490	1,600	250	1,040	90	93	330	36	160
3										

# <生きるためのがん保険Days1>にご加入い

ただくご利用いただけます。

## る経済的リスク以外の不安や ても、しっかりとサポートします。

についての理解や、生活の不安の解消、心のケアなどに役立つサービスを無償でご利用いただけます。



ダックの  
がん治療相談  
サービス

## がん治療に関する 心配ごとに対し

納得のいく治療を進めるために、病状や治療法

<p><b>がんに対する 幅広い 悩み</b></p>	<p>突然のがん告知。 何をどうすればいい？</p> <p>治療中や治療後に 相談できる人が いない…</p>	<p><b>訪問面談サービス</b></p>	<p>5年以上の臨床経験とがんの知識を持った看護師である「<b>がん患者専門カウンセラー*1</b>」が患者さまやご家族の疑問・悩みなどを踏まえて病気の解説などを行い、<b>納得した医療が受けられるようサポートします。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初回の面談(約2時間) ※面談場所は、病院や利用者さまの最寄り駅近くの喫茶店などご自宅以外の公共の場所で事前に相談して決められます。</li> <li>●面談後のフォローコール2回(1回30分) ※無償の範囲を超えるご利用は、有償となります。</li> </ul>
<p><b>医師・ 病院選択 の悩み</b></p>	<p>自分にあった 治療や病院とは？</p> <p>専門医を 紹介してほしい</p>	<p><b>専門医紹介サービス</b> ベストドクターズ®・サービス(プレミアタイプ)*2</p>	<p>専門分野の医師同士による相互評価で選出された「<b>ベストドクターズ</b>」の中から、<b>ご利用者さまに最適な医師</b>を選び、診察受け入れの承認を得てご紹介します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1回につき原則1名を紹介</li> <li>●複数回ご利用可能 ※検査や治療などにかかる費用は、ご利用者さま負担となります。</li> </ul>
<p><b>治療選択 の悩み</b></p>	<p>医師に言われたとおりの 治療法でよいのかな？</p> <p>医師の説明が むずかしくて わからない…</p>	<p><b>セカンドオピニオン サービス</b> ベストドクターズ®・サービス(プレミアタイプ)*2</p> <p><b>Webセカンド オピニオンサービス</b> Findme</p>	<p>「ベストドクターズ」の中からお紹介する専門医との面談で、<b>診断や治療法などについてのセカンドオピニオン</b>(主治医とは別の医師の意見)を受けることができます。</p> <p>診療情報をアップロードし、相談することで、<b>がん専門医のセカンドオピニオンがレポート形式で届くWebサービス</b>です。医療機関を訪問することなく、速やかに情報を取得できます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1回につき原則1名を紹介</li> <li>●複数回ご利用可能</li> <li>●セカンドオピニオン受診費用無料 ※検査や治療などにかかる費用は、ご利用者さま負担となります。</li> <li>●1回につき2レポートまで取得可能</li> <li>●レポート取得にかかる費用無料 ※診療情報提供書の発行および受診された医療機関での診察にかかる費用などはご利用者さま負担となります。</li> </ul>
<p><b>治療に ともなう生活 の悩み</b></p>	<p>治療中は何に 気をつけて生活したら よいのかな？</p> <p>脱毛したらどうしよう</p>	<p><b>がん治療に伴う 生活情報サービス</b></p>	<p>がん治療にともなう<b>“外見”や“生活面”</b>での<b>変化をサポートする情報を集約した冊子</b>を提供します。なお、ご利用対象のご契約をお持ちでない方も、Webにて同様の情報をご覧いただけます。</p>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>●外見とからだのケア</li> <li>●治療中の食事</li> <li>●手術前・後、治療中の生活術</li> <li>●からだを動かす</li> <li>●リフレッシュ・心を養う</li> <li>●コミュニケーション</li> </ul>

がん専門相談サービス  
**プレミアサポート**

「訪問面談サービス」「専門医紹介サービス」「セカンドオピニオンサービス」を総称して「プレミアサポート」と呼びます。

\*1 (株)法研独自の呼称です。\*2 Best Doctors®および「訪問面談サービス」「専門医紹介サービス」「セカンドオピニオンサービス」は(株)法研、「Webセカンドオピニオンサービス」はリーズンホワイ(株)、「がん治療に伴う生活情報サービス」は(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックのこれらのサービスは、2020年4月1日現在のものであり、その他、詳細につきましては、「アフラックホームページ」をご覧ください。

びベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。ドオピニオンサービス」は(株)法研、「Webセカンドオピニオンサービス」はリーズンホワイ(株)、「がん治療に伴う生活情報サービス」は(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。●サービス利用の対象となるがん保険に複数ご加入いただいても、無償での提供回数は変わりません。り、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。http://www.aflac.co.jp/cancerservice/ をご確認ください。



# 契約概要

**1** この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

**2** 支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

## もくじ

### 特長・しくみ

**01** 「生きるためのがん保険Days1」の特長・しくみ ..... 16

**02** 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) ..... 18

### 給付金・保険金など

**03** 給付金のお支払いなど ..... 21

**04** 契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金 ..... 27

### 保険料・更新など

**05** 保険料のお払込方法・特約の更新などについて ..... 28



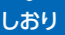

**06** 保険料お払込みの流れ ..... 30

**07** 保険料に関する留意事項 ..... 31

### ご契約のお引受け

**08** お引受けの条件 ..... 32

### 契約概要で使用するマークについて

	お客さまにとって不利益となる事項を含む、特にご確認いただきたいポイントを記載しています。		条件など <b>補足事項</b> を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の <b>専門用語</b> などについて記載しています。

## 特長・しくみ

### 01 「生きるためのがん保険Days1」の特長・しくみ

#### 特長 1

**がん(悪性新生物)・上皮内新生物を手厚く保障します。**  
初めてがん・上皮内新生物と「**診断**」されたときに一時金をお支払いするほか、「**入院**」、「**通院**」、「**手術**\*1」、「**放射線治療**\*1」、「**抗がん剤治療**\*1」、「**ホルモン剤治療**\*1」についても給付金をお支払いします。  
がん・上皮内新生物以外の疾病の場合は、お支払いの対象とはなりません。  
▶▶「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違いについては、**P.18**をご確認ください。  
\*1 Aプラン(オールインプラン)・Bプランの場合

#### 特長 2

**プランや保険料払込期間などをお選びいただけます。**

プラン名	保険料払込期間	保険料払込方法
Aプラン(オールインプラン)*2 *3	終身払	月払
Bプラン	60歳払済	半年払
Cプラン	65歳払済	年払

▶▶保険料払込期間について、詳細は**02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)** **P.18~20**をご確認ください。

▶▶保険料払込方法について、詳細は**05 保険料のお払込方法・特約の更新などについて** **P.28~30**をご確認ください。

\*2 Aプラン(オールインプラン)は、<がん治療保障特約><診断給付金複数回支払特約>が付加された「生きるためのがん保険Days1」のプランであり、がん治療を幅広くまとめて保障するプランです。(約款所定の支払事由に該当する必要があります。)  
\*3 Aプラン(オールインプラン)は、以下、「Aプラン」という。

#### 特長 3

**ニーズにあわせて特約を付加できます。**

お選びいただいたプランに下記の特約を付加して、保障を充実させることができます。

<b>女性がん特約(2018)*4</b>	女性特有のがんで所定の手術を受けたとき、給付金をお支払いします。
<b>がん先進医療特約(2018)</b>	先進医療によるがんの診断や治療を受けたとき、給付金をお支払いします。
<b>特定診断給付金特約</b>	がんで所定の状態に該当したとき、一時金をお支払いします。
<b>外見ケア特約</b>	がん治療による顔・頭部の手術、手指・足指の切断術、頭髪の脱毛のときなどに、一時金をお支払いします。
<b>緩和療養特約*4</b>	がんによる疼痛治療と緩和ケアのための入院または在宅医療を受けたとき、給付金をお支払いします。
<b>特定保険料払込免除特約</b>	がんで所定の状態に該当したとき、以後の保険料のお払込みを免除します。

\*4 保障内容が重複する場合があるため、<女性がん特約(2018)><緩和療養特約>は、Aプランには付加できません。

次ページへ続く▶

しくみ

「生きるためのがん保険Days1」(以下「Days1」という)および特約の保障開始には、所定の「待ち期間」があります。

▶▶ 「待ち期間」について、詳細は「注意喚起情報 P.37」をご確認ください。

▶▶ 「自動更新」について、詳細は「05 保険料のお払込方法・特約の更新などについて P.28~30」をご確認ください。

プランをお選びいただけます		Days1			保険期間の始期の属する日 保障の開始
		Aプラン	Bプラン	Cプラン	
<b>主契約</b>	診断給付金 入院給付金 通院給付金	●	●	●	終身
<b>がん保険</b> (低・無解約 払戻金2018)					
<b>抗がん剤・ ホルモン剤治療 特約(2018)</b>	抗がん剤治療給付金 ホルモン剤治療給付金	—*1	●	—	10年満期 自動更新
<b>手術・放射線 治療特約 (2018)</b>	手術治療給付金 放射線治療給付金	—*1	●	—	終身
<b>がん治療 保障特約</b>	治療給付金	●	—	—	10年満期 自動更新
<b>診断給付金 複数回支払 特約(2018)</b>	複数回診断給付金	●	—	—	終身
プラス ニーズにあわせて特約を付加できます					
<b>女性がん特約 (2018)</b>	女性特定ケア給付金 乳房再建給付金	—*2	○	○	10年満期 自動更新
<b>がん先進医療 特約(2018)</b>	がん先進医療給付金 がん先進医療一時金	○	○	○	10年満期 自動更新
<b>特定診断 給付金特約</b>	特定診断給付金	○	○	○*3	終身
<b>外見ケア特約</b>	外見ケア給付金	○	○	○	10年満期 自動更新
<b>緩和療養特約</b>	緩和療養給付金	—*1	○	○	終身
<b>特定保険料 払込免除特約</b>	保険料払込免除	○	○	○	

\*1 支払事由に該当した場合、治療給付金で保障します。  
 \*2 <女性がん特約(2018)>のお支払いの対象となる手術のうち、公的医療保険制度の対象となる手術を受けた場合は、治療給付金で保障します。  
 \*3 入院給付金日額10,000円、20,000円の場合のみ付加できます。

次ページへ続く▶

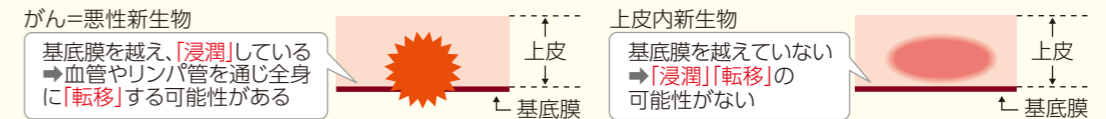
用語

- 「保険期間の始期の属する日」とは
  - ・「責任開始期に関する特約」を付加した場合：申込日または告知日のいずれか遅い日
  - ・「責任開始期に関する特約」を付加しない場合：告知日またはアフラックが第1回保険料を受取った日(注)のいずれか遅い日
- (注) 契約者のクレジットカードで保険料をお払込みされる場合は、クレジットカードの有効性の確認が完了した日

補足

「がん」と「上皮内新生物」の違いとは

この保険の「がん」とは、「悪性新生物」のことをいいます。「上皮内新生物」は一般に浸潤もなく転移の可能性もありません。<「がん」と「上皮内新生物」の違い(子宮頸部の場合)>



- ・上皮内新生物には子宮頸部の上皮内がん・高度異形成・中等度異形成、乳腺の非浸潤がん、膀胱の非浸潤がん、大腸の粘膜内がん、皮膚のボーエン病などが含まれます。
- ・がん・上皮内新生物には、子宮筋腫などの「良性新生物」、子宮頸部の軽度異形成などは含まれません。

▶▶ 詳細は「しおり <がん><上皮内新生物>の定義および診断確定について」をご確認ください。

## 02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

### Days1

各プランの契約内容は下記のとおりです。保険料払込期間によって契約年齢が異なります。

▶▶ 保険料払込期間については、「05 保険料のお払込方法・特約の更新などについて P.28~30」をあわせてご確認ください。

販売名称・ プラン名称	正式名称	保険期間	保険料 払込期間	契約年齢
				解約払戻金 なしタイプ*1
生きるためのがん保険 Days1 Aプラン/Bプラン/Cプラン	● 主契約 がん保険 (低・無解約払戻金2018) ● がん治療保障特約*2 (Aプランのみ) ● 診断給付金複数回支払特約 (2018)*3 (Aプランのみ) ● 抗がん剤・ホルモン剤 治療特約(2018)*4 (Bプランのみ) ● 手術・放射線治療特約 (2018)*5 (Bプランのみ)	終身 (<抗がん剤・ホルモン剤 治療特約(2018)> <がん治療保障特約> は10年*6)	終身払 (<抗がん剤・ホルモン剤 治療特約(2018)> <がん治療保障特約>は10年)	0歳~満85歳
			60歳払済 (<抗がん剤・ホルモン剤 治療特約(2018)> <がん治療保障特約>は10年)	0歳~満50歳
			65歳払済 (<抗がん剤・ホルモン剤 治療特約(2018)> <がん治療保障特約>は10年)	0歳~満55歳

- \*1 郵送によるお申込みの場合、解約払戻金なしタイプのみのお取り扱いとなります。
  - \*2 <がん治療保障特約>の販売名称は正式名称と同一です。
  - \*3 <診断給付金複数回支払特約(2018)>の販売名称は<診断給付金複数回支払特約>です。
  - \*4 <抗がん剤・ホルモン剤治療特約(2018)>の販売名称は<抗がん剤・ホルモン剤治療特約>です。
  - \*5 <手術・放射線治療特約(2018)>の販売名称は<手術・放射線治療特約>です。
  - \*6 自動更新により、保障を継続することができます。
- ▶▶ 特約の自動更新について、詳細は「05 保険料のお払込方法・特約の更新などについて P.28~30」をご確認ください。

次ページへ続く▶

### 付加できる特約

各特約の契約年齢は、主契約の保険料払込期間によって異なります。

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	主契約 保険料払込期間	契約年齢
女性がん特約*1	女性がん特約 [2018]	10年*2	10年	終身払	満15歳～満70歳
				60歳払済	満15歳～満50歳
				65歳払済	満15歳～満55歳
がん先進医療特約	がん先進 医療特約 [2018]	10年*2	10年	終身払	0歳～満85歳
				60歳払済	0歳～満50歳
				65歳払済	0歳～満55歳
特定診断給付金 特約	特定診断給付金 特約	終身	終身払	終身払	0歳～満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳～満50歳
			65歳払済	65歳払済	0歳～満55歳
外見ケア特約	外見ケア特約	10年*2	10年	終身払	0歳～満85歳
				60歳払済	0歳～満50歳
				65歳払済	0歳～満55歳
緩和療養特約*1	緩和療養特約	終身	終身払	終身払	0歳～満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳～満50歳
			65歳払済	65歳払済	0歳～満55歳
特定保険料 払込免除特約	特定保険料 払込免除特約	主契約の 保険料払込期間と 同一*3	—	終身払	0歳～満85歳
			—	60歳払済	0歳～満50歳
			—	65歳払済	0歳～満55歳

\*1 保障内容が重複する場合がありますため、＜女性がん特約＞＜緩和療養特約＞は、Aプランには付加できません。

\*2 自動更新により、保障を継続することができます。

\*3 主契約の保険料払込期間が60歳払済・65歳払済で、＜抗がん剤・ホルモン剤治療特約＞＜がん治療保障特約＞  
＜女性がん特約＞＜がん先進医療特約＞＜外見ケア特約＞が更新可能な場合、保険期間は終身となります。

▶▶特約の自動更新について、詳細は05保険料のお払込方法・特約の更新などについてP.28～30をご確認ください。

次ページへ続く▶

・特約のみのお申込みはできません。  
 ・＜がん治療保障特約＞を付加する場合、保障内容が重複する場合がありますため、＜抗がん剤・ホルモン剤治療特約＞＜手術・放射線治療特約＞＜女性がん特約＞＜緩和療養特約＞を付加することはできません。  
 ・＜がん治療保障特約＞＜診断給付金複数回支払特約＞＜特定診断給付金特約＞＜特定保険料払込免除特約＞の中途付加はできません。  
 ・被保険者の健康状態によっては、「特別保険料率に関する特則」を付加して割増しされた保険料をお払込みいただくことで、ご契約をお引受けできる場合があります。  
 ▶▶詳細は [注意喚起情報 P.35](#) をご確認ください。

#### ■「指定代理請求特約」(代理人によるご請求)について

給付金などの受取人が給付金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が給付金などの受取人に代わって請求できます。

つぎの①～⑤の範囲内の方をあらかじめ指定代理請求人として指定できます。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の直系血族
- ③ 被保険者の3親等内の親族
- ④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている方
- ⑤ 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている方

なお、④および⑤については、給付金などの請求の際に、アフラック所定の書類などによりその事実を確認できる場合に限り、被保険者に代わって給付金などを請求できます。

ご契約時に指定代理請求人を指定しなかった場合、後から指定することもできます。また、指定代理請求人は変更することができます。

▶▶詳細は [しおり「指定代理請求特約」について](#) をご確認ください。

#### ■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、申込日または告知日のいずれか遅い日が保険期間の始期の属する日となります。なお、この商品には、保険期間の始期の属する日から保障の開始までに3カ月の **待ち期間** があります。

▶▶保障の開始について、詳細は [注意喚起情報 P.37](#) をご確認ください。

### 03 給付金のお支払いなど

▶▶ 参照 **しおり** **「生きるためのがん保険 Days1」**について

具体的な支払額については「保障内容について」(P.5~8)をご確認ください。  
下記「支払事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

主契約・特約名称	給付金	支払事由	支払対象		支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例
			がん	上皮内新生物			
主契約 がん保険 (低・無解約 払戻金 2018)	診断給付金	初めてがん・上皮内新生物と診断確定されたとき	○	○	・がんの場合：診断給付金額 ・上皮内新生物の場合： 診断給付金額の <b>10%</b>	がん・上皮内新生物それぞれ 保険期間を通じ1回限り	—
	入院給付金	がん・上皮内新生物の治療を目的として、入院したとき	○	○	1日につき 入院給付金日額	支払日数は無制限	同一の日に2回以上入院をした場合は、1回分のみお支払いします。 <b>支払対象</b> 厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届出が行われた緩和ケア病棟でのがんの治療を目的とした入院もお支払いします。 <b>支払対象外</b> 治療処置をとらなれない検査、美容上の処置などのための入院
	通院給付金	つぎの①②いずれかの通院をしたとき (往診を含む) <b>①約款所定の治療のための通院</b> がん・上皮内新生物の治療を目的として、 ・手術 ・放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ・抗がん剤治療(経口投与を除く) ・ホルモン剤治療(経口投与を除く) のために通院をしたとき <b>②通院期間 用語 中の通院</b> がん・上皮内新生物の治療を目的として、 通院をしたとき	○	○	1日につき 通院給付金日額	支払日数は無制限	<b>通院給付金 共通</b> ・入院給付金が支払われる日については、 <b>通院給付金は支払われません。</b> ・同一の日に2回以上通院をした場合、1回分のみお支払いします。 ・ <b>①②</b> 両方の支払事由に該当した場合、重複支払いはありません。 <b>支払対象外</b> 薬の受取りのみの場合など <b>①約款所定の治療のための通院</b> 共通 <b>支払対象</b> 治療を受けた時点で <b>先進医療 補足</b> に該当する治療を目的として通院する場合で、「 <b>①約款所定の治療のための通院</b> 」に該当したとき 手術 <b>支払対象</b> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術および「輸血料の算定対象」として列挙されている骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む)のための通院 放射線治療 <b>支払対象</b> ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されている放射線治療のための通院(電磁波温熱療法を含む) ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療のための通院 <b>支払対象外</b> 血液照射 抗がん剤治療 <b>支払対象</b> 厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤による治療および治験薬剤による抗がん剤治療のための通院 <b>支払対象外</b> 経口投与による抗がん剤治療のための通院 ホルモン剤治療 <b>支払対象</b> 厚生労働大臣の承認を受けたホルモン剤による治療および治験薬剤によるホルモン剤治療のための通院 <b>支払対象外</b> 経口投与によるホルモン剤治療のための通院 <b>②通院期間中の通院</b> <b>支払対象</b> 抗がん剤やホルモン剤の経口投与のための通院
	抗がん剤治療給付金	がんの治療を目的として、約款所定の抗がん剤治療を受けたとき	○	—	治療を受けた月ごとに 特約給付金額*×給付倍率 (給付倍率 ・ホルモン剤治療(乳がん・ 前立腺がんの場合)：1倍 ・上記以外：2倍)	・治療を受けた月ごとに1回を限度 ・更新後の保険期間を含め、 抗がん剤治療給付金とホルモン 剤治療給付金の給付倍率を通算 して120倍まで	支払事由に該当する月に <b>投薬を2種類以上</b> 受けた場合は、 <b>支払額の最も高いいずれか1種類の投薬についてのみお支払い</b> します。 <b>支払対象</b> 厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤・ホルモン剤による治療(経口投与を含む) ※お支払いの対象となる抗がん剤治療・ホルモン剤治療は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。 <b>支払対象外</b> ・治験薬剤による抗がん剤治療・ホルモン剤治療 ・先進医療に該当する場合
	ホルモン剤治療給付金	がんの治療を目的として、約款所定のホルモン剤治療を受けたとき	○	—			
	手術治療給付金	がん・上皮内新生物の治療を目的として、約款所定の手術を受けたとき	○	○	1回につき 特約給付金額	・一連の手術 <b>用語</b> については14日間に1回を限度 ・支払回数は無制限	<b>2種類以上の手術を同時に受けた場合、いずれか1種類のみお支払い</b> します。 <b>支払対象</b> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術および「輸血料の算定対象」として列挙されている骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む) <b>支払対象外</b> ・診断・検査(生検・腹腔鏡検査など)のための手術など ・先進医療に該当する場合
	放射線治療給付金	がん・上皮内新生物の治療を目的として、約款所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき	○	○	1回につき 特約給付金額	・60日に1回を限度 ・支払回数は無制限	<b>支払対象</b> ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療 <b>支払対象外</b> ・血液照射 ・放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与 ・放射線治療または電磁波温熱療法を複数回受けた場合で、それぞれにつき「放射線治療給付金が支払われることとなった診療行為」を受けた日から、その日を含めて「60日以内」に受けた診療行為 ・先進医療に該当する場合

\* ホルモン剤治療(乳がん・前立腺がんの場合)における給付金額

**用語**

●「通院期間」とは  
つぎの①②③いずれかの起算日からその日を含めて365日以内の期間

がんの場合	① 初めてがん診断確定された日 ② がんの治療を目的とした手術・放射線治療・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ③ がんの治療を目的とした入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日
上皮内新生物の場合	① 初めて上皮内新生物と診断確定された日 ② 上皮内新生物の治療を目的とした手術・放射線治療・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ③ 上皮内新生物の治療を目的とした入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日

●「一連の手術」とは

- つぎの①②両方に該当する手術のこと
- ① 同一の手術を複数回受けた場合
  - ② ①の手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている場合  
例：肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法など(2020年3月現在)

**補足**

「先進医療」とは  
公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術のことです。医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。  
※公的医療保険制度の給付について「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となりますが、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。(先進医療の詳細については厚生労働省のホームページをご確認ください。)

## ▶ 前ページからの続き

具体的な支払額については「保障内容について」[P.5~8]をご確認ください。

下記「支払事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特約名称	給付金 など	支払事由	支払対象		支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例	
			がん	上皮内 新生物				
がん治療 保障特約	治療 給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的として、つぎの①②③④いずれかを受けたとき ①約款所定の手術 ②約款所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ③約款所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療 ④約款所定の緩和療養	○	○	治療を受けた月ごとに 特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>治療を受けた月ごとに1回を限度*1</li> <li>更新後の保険期間を含め、60回まで</li> </ul>	手術	<b>支払対象</b> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術および「輸血料の算定対象」として列挙されている骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む) <b>支払対象外</b> 診断・検査(生検・腹腔鏡検査など)のための手術など ・先進医療に該当する場合
							放射線治療	<b>支払対象</b> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療 <b>支払対象外</b> 血液照射 ・先進医療に該当する場合
							抗がん剤治療・ ホルモン剤治療	<b>支払対象</b> 厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤・ホルモン剤による治療(経口投与を含む) ※お支払いの対象となる抗がん剤治療・ホルモン剤治療は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。 <b>支払対象外</b> 治験薬剤による抗がん剤治療・ホルモン剤治療 ・先進医療に該当する場合
							緩和療養	<b>支払対象</b> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定める薬剤料または処方せん料が算定される疼痛緩和薬および神経ブロック料が算定される神経ブロックが使用された入院または通院 ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される施設への入院 ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により在宅患者診療・指導料(往診料は除く)が算定される在宅医療 <b>支払対象外</b> 疼痛緩和薬または神経ブロックを手術時などの麻酔導入または手術による傷の痛み止めのために使用した場合
診断給付金 複数回 支払特約 (2018)	複数回 診断 給付金	<b>初回</b> 初めてがんと診断確定された月の初日から2年以上経過後に、つぎの①および②に該当したとき ①がんと診断確定されていること ②がんの治療を目的として、入院または約款所定の通院*2をしていること <b>2回目以降</b> 前回のがんによる複数回診断給付金をお支払いした月の初日から2年以上経過後に上記の①および②に該当したとき ※上皮内新生物の場合も同様です。	○	○	1回につき <ul style="list-style-type: none"> <li>がんの場合：特約給付金額</li> <li>上皮内新生物の場合：特約給付金額の10%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>がん、上皮内新生物それぞれ2年に1回を限度</li> <li>支払回数は無制限</li> </ul>	<b>支払対象</b> 初めてがんと診断確定された月の初日から2年以上経過後にがんが存在し、がん治療のための入院または約款所定の通院*2をした場合 (例)  (診断給付金をお支払い) <b>入院または約款所定の通院*2</b> <b>がんの存在が確認されていること</b>	
							<b>支払対象</b> 初めてがんと診断確定された月の初日から2年経過する前に、がん治療のための入院を開始し、2年経過後もがんが存在し、継続入院している場合 (例)  (診断給付金をお支払い) <b>入院</b> <b>がんの存在が確認されていること</b>	
女性がん 特約 (2018)	女性特定 ケア 給付金	がんの治療を目的として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>乳房観血切除術(乳腺腫瘍摘出術を含む)</li> <li>子宮全摘出術</li> <li>卵巣全摘出術</li> </ul> を受けたとき	○	-	1回につき 20万円	更新後の保険期間を含め、 <ul style="list-style-type: none"> <li>乳房観血切除術：1乳房につき1回ずつ</li> <li>子宮全摘出術：1回</li> <li>卵巣全摘出術：1卵巣につき1回ずつ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>両側の乳房観血切除術を同時に受けた場合、給付金の<b>重複支払いはありません。</b></li> <li>両側の卵巣全摘出術を同時に受けた場合、給付金の<b>重複支払いはありません。</b></li> <li>乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術のうち<b>2種類以上の手術</b>を同時に受けた場合は、<b>いずれか1種類の手術についてのみ給付金をお支払いします。</b></li> <li>&lt;手術・放射線治療特約(2018)&gt;の手術治療給付金の支払事由に該当する場合は重複してお支払いします。</li> </ul> <b>支払対象外</b> 診断および検査のための手術 ・両側の乳房観血切除術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房観血切除術	
	乳房再建 給付金	女性特定ケア給付金支払われる乳房観血切除術を受けた後に乳房再建術を受けたとき					○	-
がん先進 医療特約 (2018)	がん 先進医療 給付金	がんの診断や治療を目的として、 約款所定の先進医療を受けたとき	○	-	1回につき 先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額	更新後の保険期間を含め、 通算2,000万円まで	<b>支払対象外</b> 医療技術を受けた時点で先進医療に該当していない場合	
	がん先進 医療一時金				1回につき 15万円	1年間に1回を限度	<b>支払対象</b> がん先進医療給付金支払われる先進医療を受けたとき	

\*1 同一の手術を複数回受けた場合(一連の手術)のお取扱い、および放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を複数回受けた場合のお取扱いは、<手術・放射線治療特約>とは異なります。

\*2 「約款所定の通院」とは、つぎの①②③いずれかの通院をいいます。(ホルモン剤治療のための通院は含みません。)

① 手術のための通院 ② 放射線治療のための通院(電磁波温熱療法を含む) ③ 抗がん剤治療のための通院(経口投与を除く)

## ▶ 前ページからの続き

具体的な支払額については「保障内容について」[P.5~8]をご確認ください。

下記「支払事由の詳細／制限の例」「免除事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特約名称	給付金など	支払事由	支払対象		支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例			
			がん	上皮内新生物			支払対象	支払対象外		
特定診断給付金特約	特定診断給付金	つぎの①②いずれかに該当したとき ①初めてがんと診断確定された月の初日から2年以内に つぎの(a)および(b)の合計日数が30日に達したとき (a)がんの治療を目的とした入院の入院日数 (b)がんの治療を目的とした約款所定の通院* の通院日数 ②初めてがんと診断確定された月の初日から2年以上 経過後に、つぎの(a)および(b)に該当したとき (a)がんと診断確定されていること (b)がんの治療を目的として、入院または約款 所定の通院*をしていること	○	—	特約給付金額	保険期間を通じ1回限り	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院を同一の日に2回以上した場合は、入院日数は<b>重複して算定しません。</b></li> <li>通院を同一の日に2回以上した場合は、通院日数は<b>重複して算定しません。</b></li> <li>入院をした日に通院をした場合には、通院日数は<b>算定しません。</b></li> </ul>	支払対象	初めてがんと診断確定された月の初日から2年以上経過後にがんが存在し、がん治療のための入院または約款所定の通院*をした場合	
外見ケア特約	外見ケア給付金	がんの治療を原因として、頭髮に脱毛の症状が生じたときと医師に診断されたとき	○	—	10万円	更新後の保険期間を含め、1回限り	<ul style="list-style-type: none"> <li>「顔または頭部」には「頸部」は含みません。</li> <li>「顔または頭部」と「頸部」の境界は、前面と側面は下顎底、下顎角より後方は左右の下顎角を頸部後方で結んだ線とし、耳下腺、舌下腺、顎下腺、口腔、舌、上咽頭、中咽頭、鼻腔、副鼻腔などは「顔または頭部」に含みます。</li> <li>下咽頭、喉頭、甲状腺、気管、食道などは「頸部」にあたるため、「顔または頭部」には含みません。</li> </ul>	支払対象		
		がんの治療を目的として、つぎの①②いずれかの手術を受けたとき ①顔または頭部に生じたがんの摘出術または切除術 ②手指または足指の第一関節以上の切断術(四肢切断術を含む)	○	—	20万円	更新後の保険期間を含め、①②それぞれ1回ずつ				
緩和療養特約	緩和療養給付金	がんによりつぎの①②③いずれかに該当したとき ①がん性疼痛緩和を目的として、約款所定の疼痛緩和薬または神経ブロックが使用された入院または通院をしたとき ②がん性疼痛などの各種症状の緩和を目的として、約款所定の緩和ケア病棟へ入院したとき ③がん性疼痛などの各種症状の緩和を目的として、約款所定の在宅医療を受けたとき	○	—	治療を受けた月ごとに特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>治療を受けた月ごとに1回を限度</li> <li>保険期間を通じ24回まで</li> </ul>	支払対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定める薬剤料または処方せん料が算定される疼痛緩和薬および神経ブロック料が算定される神経ブロックが使用された入院または通院</li> <li>公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される施設への入院</li> <li>公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により在宅患者診療・指導料(往診料は除く)が算定される在宅医療</li> </ul>	支払対象外	疼痛緩和薬または神経ブロックを手術時などの麻酔導入または手術による傷の痛み止めのために使用した場合

特約名称	保障内容	免除事由	免除対象		免除事由の詳細／制限の例	
			がん	上皮内新生物		
特定保険料払込免除特約	保険料払込免除	つぎの①②いずれかに該当したとき ①初めてがんと診断確定された月の初日から2年以内につぎの(a)および(b)の合計日数が30日に達したとき (a)がんの治療を目的とした入院の入院日数 (b)がんの治療を目的とした約款所定の通院*の通院日数 ②初めてがんと診断確定された月の初日から2年以上経過後に、つぎの(a)および(b)に該当したとき (a)がんと診断確定されていること (b)がんの治療を目的として、入院または約款所定の通院*をしていること	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院を同一の日に2回以上した場合は、入院日数は<b>重複して算定しません。</b></li> <li>通院を同一の日に2回以上した場合は、通院日数は<b>重複して算定しません。</b></li> <li>入院をした日に通院をした場合には、通院日数は<b>算定しません。</b></li> <li>保険料払込免除事由が発生した後に到来する最初の月単位の<b>契約応当日</b>【用語】以後の主契約および特約の保険料(更新後の特約の保険料を含む)のお払込みを免除します。</li> </ul>	
					支払対象	初めてがんと診断確定された月の初日から2年以上経過後にがんが存在し、がん治療のための入院または約款所定の通院*をした場合

\*「約款所定の通院」とは、つぎの①②③いずれかの通院をいいます。(ホルモン剤治療のための通院は含みません。)

①手術のための通院 ②放射線治療のための通院(電磁波温熱療法を含む) ③抗がん剤治療のための通院(経口投与を除く)

## 用語

- 「契約応当日」とは  
ご契約後の保険期間中に迎える、保険契約日に対応する日

## 補足

この商品には、死亡・高度障害保険金はありません。

次ページへ続く▶

## 05 保険料のお払込方法・特約の更新などについて

- 保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
- 具体的な保険料については「[保険料表](#)」[P.9~12](#)などをご確認ください。

## 払込期間

保険料払込期間には、「[終身払](#)」「[60歳払済](#)」「[65歳払済](#)」があります。

## お払込方法

保険料のお払込方法には、「[月払](#)」「[半年払](#)」「[年払](#)」があります。

- ▶▶ 保険料払込期間については、[02 契約内容\(保険期間、保険料払込期間など\)](#) [P.18~20](#)をあわせてご確認ください。

## 特約の更新

下記の特約は、健康状態にかかわらず、自動的に更新(自動更新)されます。**更新しない場合は、特約保険期間満了日の2カ月前までにご連絡ください。**なお、更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用され、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。また、<抗がん剤・ホルモン剤治療特約><がん治療保障特約><がん先進医療特約><外見ケア特約><女性がん特約>を更新した場合、給付金のお支払限度は、更新前の特約で支払われた給付金額や回数を通算して判定します。

- ▶▶ 詳細は [しおり 特約の更新について](#) をご確認ください。

特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考		
抗がん剤・ホルモン剤治療特約	満85歳以下	10年*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満86歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に变更して更新できます。</li> <li>・保険料のお払込みが免除されている場合でも、更新できます。</li> </ul>		
がん治療保障特約					
がん先進医療特約					
外見ケア特約	満70歳以下	10年*	保険料のお払込みが免除されている場合でも、更新できます。		
女性がん特約				満71歳～満79歳	80歳満期
				満80歳	更新できません

\* 更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日を超えると、**特約の保険期間は主契約の保険料払込期間満了日まで**となります。  
主契約の**保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお払込みいただき継続できます。**特約の保険期間は10年で自動更新されます。その場合、特約保険料のお払込みは年払となります。月払・半年払でご契約の場合、お払込方法は年払へ変更になります。ただし、アフラックの定める範囲で、年払以外のお払込方法もお取扱いいたします。

[次ページへ続く](#)

[前ページからの続き](#)

## 特約の消滅

下記の場合、特約は消滅します。

抗がん剤・ホルモン剤治療特約(2018)	支払限度に達したとき
がん治療保障特約	支払限度に達したとき
女性がん特約(2018)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付金のすべての支払限度に達したとき</li> <li>・支払対象となる乳房・子宮・卵巣のすべてを喪失し、かつ支払事由に該当する可能性がなくなったとき(この場合、アフラックにご連絡ください)</li> </ul>
がん先進医療特約(2018)	支払限度に達したとき
特定診断給付金特約	特定診断給付金が支払われたとき
外見ケア特約	支払限度に達したとき
緩和療養特約	支払限度に達したとき

## 04 契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金

- 契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金のお支払いについては、下記のとおりです。
- 契約者に対する貸付制度はありません。

## 契約者配当金

この商品には、**契約者配当金がありません。**

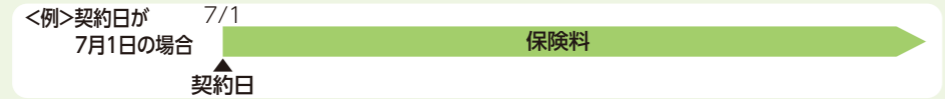
## 解約払戻金・死亡返還金

- 被保険者が死亡された後の解約はお取扱いしません。被保険者が死亡された場合で、死亡返還金がある場合は死亡返還金をお支払いします。
  - 特約には、**解約払戻金・死亡返還金はありません。**
  - 解約払戻金・死亡返還金のお支払いには、契約者からのご請求が必要となります。
- ▶▶ 解約払戻金・死亡返還金について、詳細は [しおり 払戻金について](#) をご確認ください。

解約払戻金	<終身払> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>解約払戻金はありません。</b></li> </ul> <60歳払済・65歳払済> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>保険料払込期間中は、解約払戻金はありません。</b></li> <li>● 保険料払込期間満了後は、入院給付金日額の10倍と同額の解約払戻金があります。</li> </ul>
死亡返還金	<終身払> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡返還金はありません。</li> </ul> <60歳払済・65歳払済> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>保険料払込期間中は、死亡返還金はありません。</b></li> <li>● 保険料払込期間満了後は、入院給付金日額の10倍と同額の死亡返還金があります。</li> </ul> ※ 保険期間の始期(ご契約の復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期)の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合など、死亡返還金をお支払いできない場合があります。

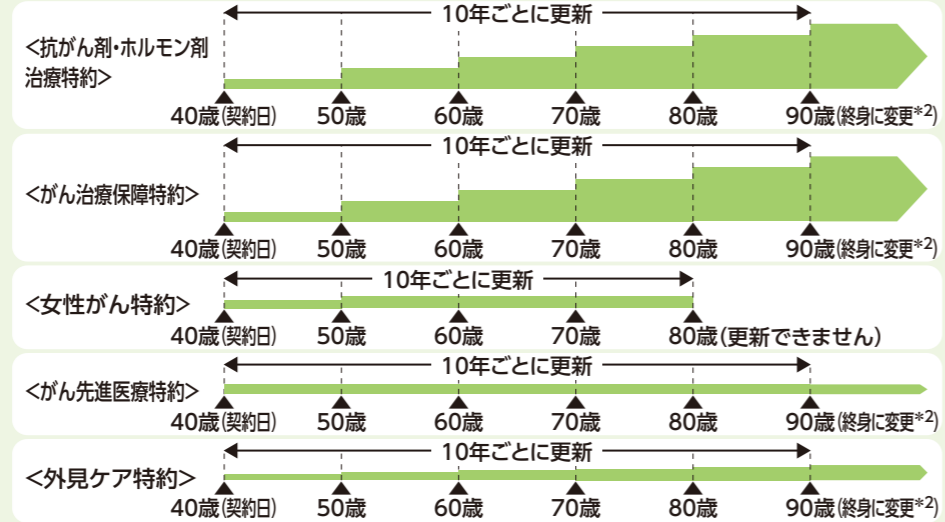
※ 上記のほか、未経過保険料などがある場合はお返しします。

●【主契約】<手術・放射線治療特約><診断給付金複数回支払特約><特定診断給付金特約><緩和療養特約>の保険料が契約時のまま、保険料は定額です。



●<抗がん剤・ホルモン剤治療特約><がん治療保障特約><女性がん特約><がん先進医療特約><外見ケア特約>の保険料  
・10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。  
・更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお支払いいただきます。

[イメージ図]40歳でご契約の場合



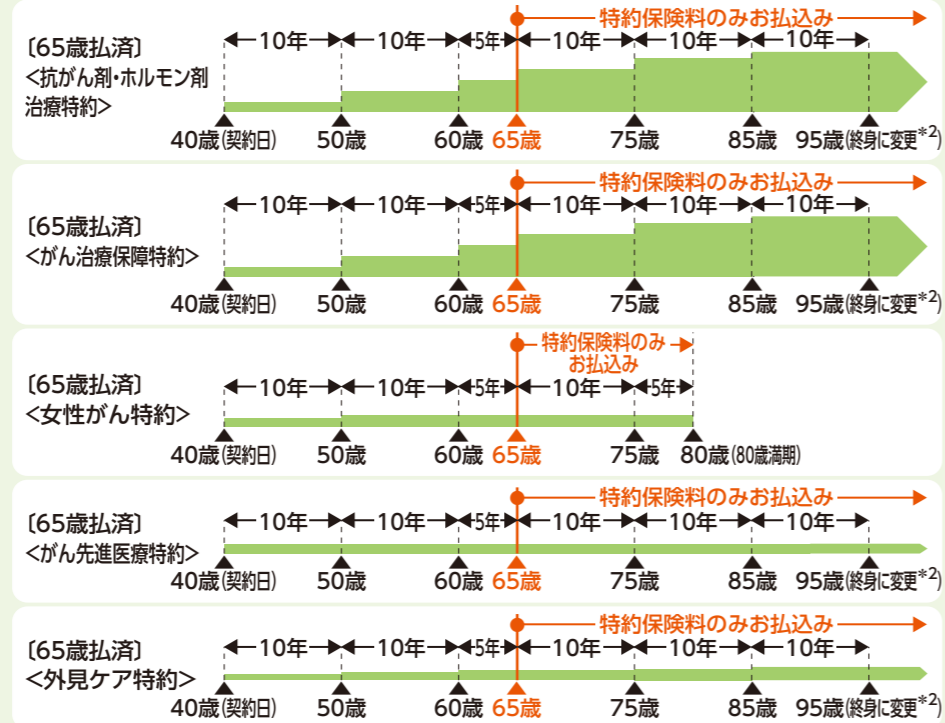
※1  
終身払

●【主契約】<手術・放射線治療特約><診断給付金複数回支払特約><特定診断給付金特約><緩和療養特約>の保険料満60歳または満65歳の誕生日以降に迎える最初の年単位の契約応当日から保険料の負担がなくなります。



●<抗がん剤・ホルモン剤治療特約><がん治療保障特約><女性がん特約><がん先進医療特約><外見ケア特約>の保険料  
・10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。  
・更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお支払いいただきます。  
・主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお支払いいただき継続できます。

[イメージ図]40歳でご契約の場合



※1  
60歳払済

※1  
65歳払済

\*1 主契約の保険料払込期間

\*2 満86歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に更新して更新できます。

補足

半年払・年払では、保険料払込期間中に解約・被保険者の死亡などにより保険料のお支払いが不要となった場合には、半年払保険料・年払保険料のうち、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額をお支払いします。

## 06 保険料お払込みの流れ

▶▶ 参照 [しおり](#) [保険料のお払込みについて](#)

お申込みから保険料お払込みの流れは、お払込み方法により異なります。なお、**保障の開始までには3カ月の待ち期間（保障されない期間）があります。**

▶▶ 保障の開始について、詳細は [注意喚起情報 P.37](#) をご確認ください。

※つぎに記載以外の例についてはお問い合わせください。

【保険料払込方法】 第1回保険料のお払込みには①②の方法があります。

【契約日】保険料などの計算の基準日（契約年齢は契約日現在の満年齢となります）

【責任開始日】ご契約上の保障を開始する日

※半年払・年払のお払込み方法もあります。詳細はお問い合わせください。

⚠️ <ご注意ください> 「責任開始期に関する特約」の付加の有無、第1回保険料払込方法によって、契約日および保障の始まる日（責任開始日）が異なります。

### 「責任開始期に関する特約」を付加した場合のお払込みの流れ

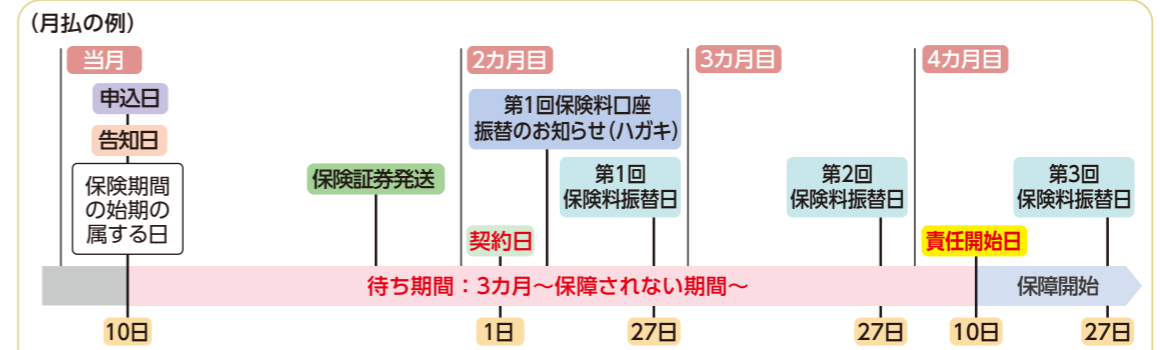
※申込日とは、アフラックが申込書を受領した日をいいます。

CASE

#### ① 第1回保険料より、契約者の指定口座から自動振替される場合

● 契約日：申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日

⚠️ 責任開始日：申込日または告知日のいずれか遅い日からその日を含めて3カ月を経過した日の翌日



※第1回保険料の口座振替は、アフラックが申込書を受付した日によって異なります。

<契約日が属する月の3営業日目までにアフラックで申込書を受付した場合>

第1回保険料の口座振替は、契約日が属する月となります。

<上記以降にアフラックで申込書を受付した場合>

第1回保険料の口座振替は、第2回保険料とあわせて、契約日が属する月の翌月となります。

● 保険料振替日は毎月27日となります。27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

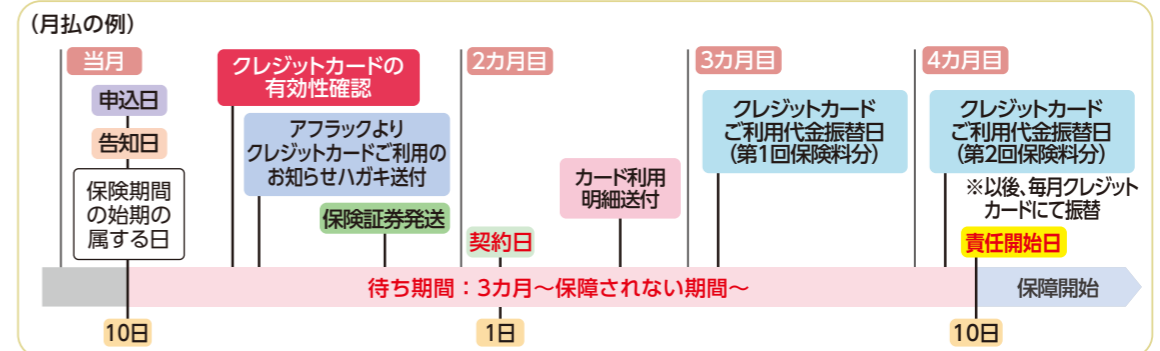
● 初回保険料振替日および振替金額については、アフラックより送付する「第1回保険料口座振替のお知らせ」(ハガキ)にてご確認ください。

CASE

#### ② 第1回保険料より、契約者のクレジットカードで保険料をお払込みされる場合

● 契約日：申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日

⚠️ 責任開始日：申込日または告知日のいずれか遅い日からその日を含めて3カ月を経過した日の翌日



● クレジットカードご利用代金振替日はご指定のクレジットカード種類により異なります。(クレジットカード会社から2回分をまとめて請求する場合や、請求が発生しない月がある場合がありますので、あらかじめご了承ください。)



## 08 お引受けの条件

- 契約者と被保険者との続柄は、本人・配偶者または2親等内の親族となります。
  - 被保険者の健康状態などによっては、お申込みをお引受けできない場合があります。
  - 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。
- また、下記の限度のほか、アフラック所定の制限を定めています。詳細はアフラックにお問い合わせください。

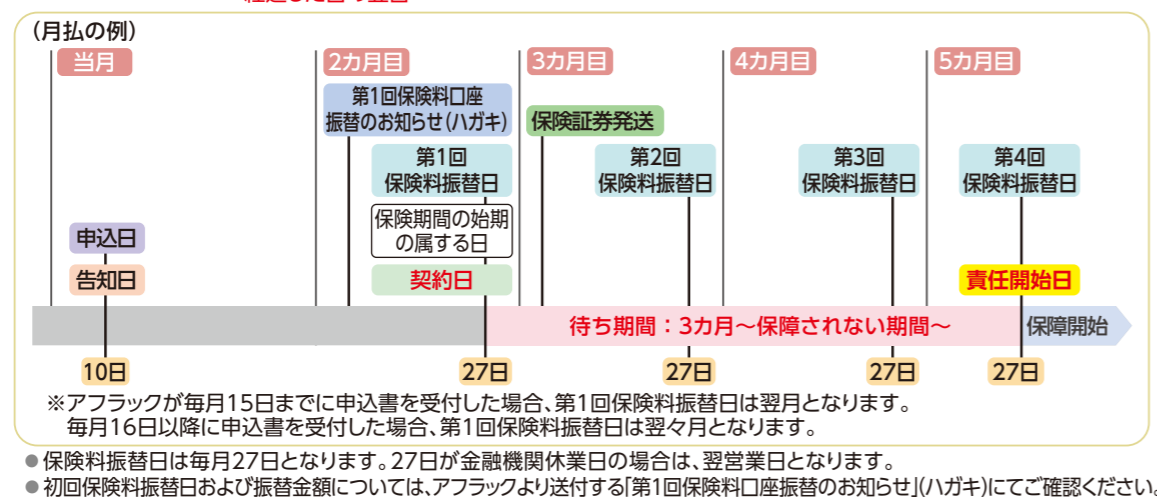
主契約・特約名称	契約の限度	通算の限度
主契約 がん保険 (低・無解約払戻金 2018)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 診断給付金額(がんの場合の給付金額) 入院給付金日額の100倍(固定)</li> <li>● 入院給付金日額 1契約につき、60,000円まで*1*2 (5,000円、10,000円、20,000円、30,000円、 40,000円、50,000円、60,000円) ※契約日の年齢が満65歳以上の方は50,000円、 60,000円はお選びいただけません。</li> <li>● 通院給付金日額 入院給付金日額と同額(固定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 診断給付金額(がんの場合の給付金額) 被保険者お一人につき、現在契約中のアフラックの「がん保険」の診断給付金額および特定診断給付金額と通算して1,200万円まで</li> <li>● 入院給付金と通院給付金 被保険者お一人につき、現在契約中のアフラックの「がん保険」などの入院給付金日額・通院給付金日額とそれぞれ通算して60,000円まで ※契約日の年齢が満65歳以上の方は45,000円まで ※診断給付金額と特定診断給付金額の合計額が入院給付金日額の100倍を超える契約を通算して入院給付金日額は20,000円まで</li> </ul>
抗がん剤・ホルモン剤治療特約 [2018]	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特約給付金額(乳がん・前立腺がんのホルモン剤治療の場合の給付金額) &lt;Bプランの場合&gt; 入院給付金日額の5倍 ※入院給付金日額20,000円以上でご契約の場合、 特約給付金額は一律10万円</li> <li>● 1契約につき、1特約のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者お一人につき、アフラックの「がん保険」に付加する&lt;抗がん剤治療特約&gt;&lt;抗がん剤・ホルモン剤治療特約&gt;の特約給付金額を通算して10万円まで</li> </ul>
手術・放射線治療特約 [2018]	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特約給付金額 &lt;Bプランの場合&gt; 入院給付金日額の20倍(固定)</li> <li>● 1契約につき、1特約のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● なし</li> </ul>
がん治療保障特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特約給付金額 &lt;Aプランの場合&gt; 入院給付金日額の10倍 ※入院給付金日額20,000円以上でご契約の場合、 特約給付金額は一律20万円 ※&lt;がん治療保障特約&gt;を付加する場合、&lt;抗がん剤・ ホルモン剤治療特約&gt;&lt;手術・放射線治療特約&gt;&lt;女性 がん特約&gt;&lt;緩和療養特約&gt;を付加することはできません。</li> <li>● 1契約につき、1特約のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者お一人につき、アフラックの「がん保険」に付加する&lt;がん治療保障特約&gt;の特約給付金額を通算して20万円まで</li> </ul>
診断給付金 複数回支払特約 [2018]	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特約給付金額 &lt;Aプランの場合&gt; 50万円(固定)</li> <li>● 1契約につき、1特約のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者お一人につき、アフラックの「がん保険」に付加する&lt;診断給付金複数回支払特約&gt;の特約給付金額を通算して1,200万円まで</li> </ul>

- \*1 主契約の診断給付金額と特定診断給付金額の合計額が入院給付金日額の100倍を超える場合、入院給付金日額は20,000円までとなります。  
\*2 入院給付金日額が10,000円未満で、主契約の診断給付金額と特定診断給付金額の合計額が入院給付金日額の100倍を超える場合、  
<抗がん剤・ホルモン剤治療特約[2018]>と<手術・放射線治療特約[2018]>の付加または<がん治療保障特約>の付加が必要です。

## 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合のお払込みの流れ

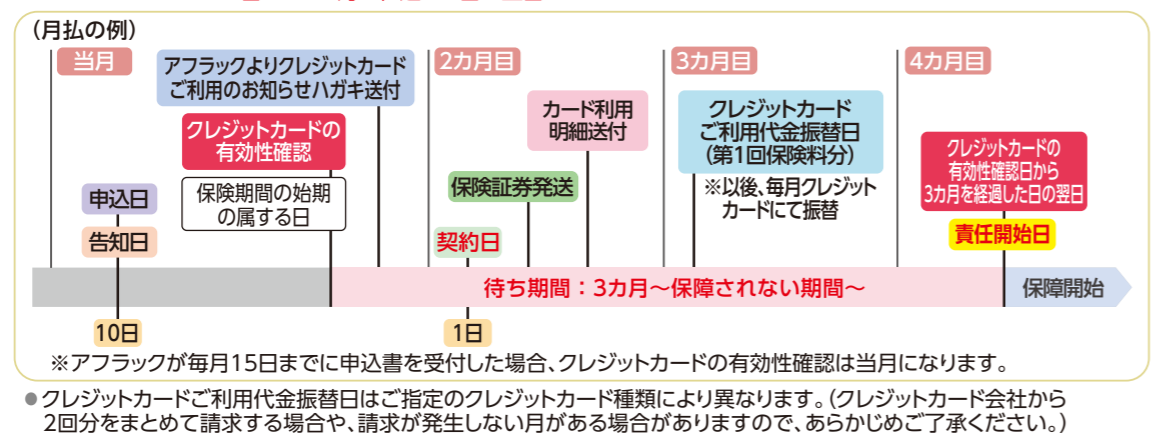
## CASE 1 第1回保険料より、契約者の指定口座から自動振替される場合

- 契約日：告知日またはアフラックが第1回保険料を受取った日のいずれか遅い日
- ▼ 責任開始日：告知日またはアフラックが第1回保険料を受取った日のいずれか遅い日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日



## CASE 2 第1回保険料より、契約者のクレジットカードで保険料をお払込みされる場合

- 契約日：告知日またはご指定のクレジットカードの有効性の確認が完了した日のいずれか遅い日の翌月1日(保険料クレジットカード支払特約適用)
- ▼ 責任開始日：告知日またはご指定のクレジットカードの有効性の確認が完了した日のいずれか遅い日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日



## 補足

- 記載内容やお申込み方法についてのご質問、保険に関するご相談などは、三井住友銀行保険専用ダイヤル(0120-628-770)までお気軽にお問い合わせください。
- 保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。 ※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
- 保険料のお払込経路には、上記のほかに、「勤務先などの団体や集団を通じてのお払込み(団体取扱特約・準団体取扱特約・集団取扱特約・特別集団取扱特約、以下「団体取扱」)」があります。団体取扱はお申込時のお取扱いがありませんが、ご契約後にお払込経路を変更することでお取扱いが可能な場合があります。具体的な手続きについては、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。

## 07 保険料に関する留意事項

## 保険料払込免除

<特定保険料払込免除特約>を付加すると、がんで所定の状態になった場合、以後の主契約および特約の保険料のお払込みが免除となります。なお、この特約を付加した場合、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料に比べ、高くなります。

※<特定保険料払込免除特約>を付加したご契約に特約を中途付加する場合には、特約も<特定保険料払込免除特約>を付加した保険料となります。

※保険料払込免除事由が発生していない場合に限り、<特定保険料払込免除特約>を解約することができます。解約後の保険料は<特定保険料払込免除特約>を付加していない場合の保険料になります。

▶▶ 詳細は P.25～26、および **しおり** 「特定保険料払込免除特約」について をご確認ください。

特約名称	契約の限度	通算の限度
女性がん特約 〔2018〕	<Bプラン・Cプランの場合> ●1契約につき、1特約のみ	●被保険者お一人につき、アフラックの「がん保険」 「医療保険」に付加する女性がん特約と女性特定 手術特約を通算して1特約のみ
がん先進医療特約 〔2018〕	●1契約につき、1特約のみ	●被保険者お一人につき、通算して1特約のみ ※アフラックの「がん保険」「医療保険」に付加する 先進医療の特約のいずれかをご契約の場合 には、新たな先進医療の特約をご契約いただけ ません。〔アフラックのがん保険 <del>フ</del> （フォルテ）〕 などに付加される<がん高度先進医療特約>は 通算の対象ではありません。〕
特定診断給付金特約	●特約給付金額 入院給付金日額の100倍(固定) ●1契約につき、1特約のみ	●被保険者お一人につき、アフラックの「がん保険」の 診断給付金額および特定診断給付金額を通算 して1,200万円まで
外見ケア特約	●1契約につき、1特約のみ	●被保険者お一人につき、通算して1特約のみ
緩和療養特約	●特約給付金額 <Bプラン・Cプランの場合> 10万円(固定) ●1契約につき、1特約のみ	●被保険者お一人につき、アフラックの「がん保険」 に付加する<緩和療養特約>の特約給付金額を 通算して20万円まで

● 苦情・相談・照会について ●

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談・照会については、アフラックコールセンターまでご連絡ください。なお、この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。  
▶▶ 詳細は [注意喚起情報 P.42](#) をご確認ください。

# 注意喚起情報





- 1** この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意いただきたい事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 02** 正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。…………… 35
  - 05** 給付金などをお支払いできないことがあります。…………… 38
  - 08** 解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。…………… 40 など

- 2** ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

## もくじ

<p><b>ご契約に際して</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>01</b> 反社会的勢力に該当する場合 …………… 35</li> <li><b>02</b> 告知義務 …………… 35</li> <li><b>03</b> クーリング・オフ制度 …………… 36</li> <li><b>04</b> 保障の開始 …………… 37</li> </ul> <p><b>給付金・保険金、保険料など</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>05</b> お支払いできない場合 …………… 38</li> <li><b>06</b> 給付金などのご請求 …………… 38</li> <li><b>07</b> ご契約の無効および失効・復活 …………… 39</li> </ul>	<p><b>ご契約の解約・乗り換え・見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>08</b> 解約と解約払戻金 …………… 40</li> <li><b>09</b> 新たな保険契約への乗り換えや ご契約の見直し …………… 40</li> <li><b>10</b> 契約内容の見直し方法 …………… 41</li> </ul> <p><b>その他留意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>11</b> 保険会社の業務または財産の 状況が変化した場合 …………… 42</li> <li><b>12</b> 苦情・相談・照会の窓口 …………… 42</li> <li><b>13</b> 税金のお取扱い …………… 43</li> <li><b>14</b> その他ご確認いただきたい事項 …………… 43</li> </ul>
---	---

### 注意喚起情報で使用するマークについて

	お客さまにとって不利益となる事項を含む、特にご確認いただきたいポイントを記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語などについて記載しています。

反社会的勢力に該当する場合

# 01 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または保険金などの受取人が、反社会的勢力\*1に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係\*2を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。
  - 保険契約締結後に反社会的勢力\*1に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係\*2を有していることが判明した場合には、約款にもとづき保険契約が解除されます。
- \*1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- \*2 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは保険金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

告知義務

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって

# 02 正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態について、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります。(これを「告知義務」といいます。)
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態について「告知書」上でアフラックがおたずねすることから、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- アフラックの職員またはアフラックで委託した担当者が、「ご契約のお申込み後」または「給付金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

アフラックでは、被保険者の健康状態などに応じたお引受けを行っています。被保険者の健康状態によっては「特別保険料率に関する特則」を付加して割増しされた保険料をお払込みいただくことで、ご契約をお引受けできる場合があります。その場合、お申込み後にアフラックから手続きのご案内をお送りし、お申込みのご意向を確認させていただきます。

※被保険者が満20歳未満の場合、「特別保険料率に関する特則」は付加できません。

※お引受けについては、アフラックよりお客さまにご連絡いたします。



## 「告知義務違反」がある場合、ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除 **用語** することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、保険期間の始期の属する日から2年以内のとき
- 保険期間の始期の属する日から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合

上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。なお、解除の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する約款所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「解除」とは 保険期間の途中でご契約を消滅させること

クーリング・オフ制度

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって

# 03 所定の期間内であれば、お申込みの撤回または解除ができます。

- 契約者(ご契約を申込まれる方)は、つぎの**いずれかの日からその日を含めて8日以内**であれば、申込まれたご契約の**撤回 **用語**** またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回など」といいます)ができます。お申込みの撤回などをした場合は、払込まれた保険料は返金します。(クーリング・オフ制度)

1. 「責任開始期に関する特約」を付加した場合

「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日

2. 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

「申込日」または「アフラックが第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)を受取った日」のいずれか遅い日(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性をアフラックが確認した日のいずれか遅い日)

【お申込みの撤回などの方法】

必ず郵便により上記の期間内(8日以内の消印有効)にアフラックあてに文書を送付してください。

〈記入項目〉

- |                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| ① 記入日              | ⑤ 契約者の住所・電話番号          |
| ② 撤回の理由および撤回をしたい意思 | ⑥ 被保険者名                |
| ③ 契約者の自署・フリガナ      | ⑦ 保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④ 契約者の生年月日         | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可)   |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号  
アフラック 契約部 撤回担当行



## つぎの場合には、お申込みの撤回などができません。

すでに契約したご契約の内容を変更する場合

用語

- 「撤回」とは ご契約のお申込み後に、申込者をご契約のお申込みを取下げること

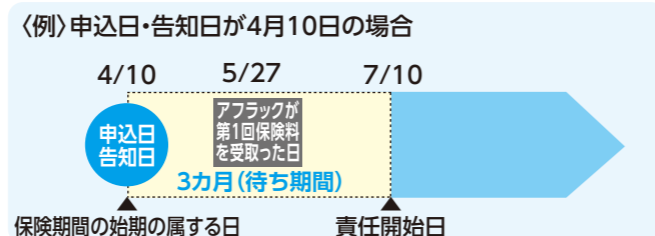
# 04 申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する日を「責任開始日」といいます。この商品には、「責任開始日」までに「**待ち期間**」があります。

アフラックがご契約をお引受けした場合の「責任開始日」は、つぎのとおりです。

## 1. 「責任開始期に関する特約」を付加した場合

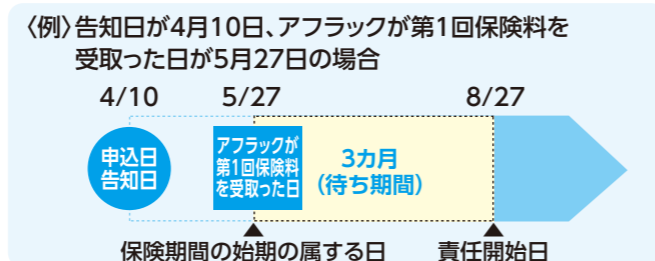
「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日（保険期間の始期の属する日）からその日を含めて**3カ月を経過した日の翌日**を「責任開始日」とし、その日から保障を開始します。



※「申込日」とは、アフラックが申込書を受領した日をいいます。

## 2. 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

「告知日」または「アフラックが第1回保険料を受取った日」のいずれか遅い日（保険期間の始期の属する日）からその日を含めて**3カ月を経過した日の翌日\***を「責任開始日」とし、その日から保障を開始します。



\* 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、告知日またはクレジットカードの有効性のアフラックによる確認が完了した日のいずれか遅い日からその日を含めて3カ月を経過した日の翌日となります。

### 補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからのお申込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。(担当者は、お客さまとアフラックの保険契約締結の媒介を行います。)

# 05 給付金などをお支払いできないことがあります。

- **責任開始日より前**にがん(悪性新生物)・上皮内新生物と診断確定された場合  
※がん(悪性新生物)と診断確定された場合には、ご契約は無効(復活の場合は、復活のお取扱いの無効)となります。
- 告知内容が事実と相違し、**告知義務違反によりご契約が解除**された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、**ご契約が失効** **用語** している場合
- **保険契約に関する詐欺行為**によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの**不法取得目的**によりご契約が無効になった場合
- **給付金などを詐取る目的で事故を起こしたとき**や、契約者、被保険者または給付金などの受取人が、**暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当**すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合

上記以外にも、給付金などをお支払いできないことがあります。

▶▶ 詳細は **契約概要 P.21~26** のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

# 06 支払事由が生じた場合、支払われる可能性がある場合はご連絡ください。

- 給付金などのお支払可否についての判断およびお支払手続きについてはアフラックにて対応します。
- 給付金などの支払事由が発生した場合に加え、**お支払いの可能性があると思われる場合やご不明な点がある場合も、以下の方法でお問い合わせください。**

### インターネットの場合

#### アフラックホームページ

キーワードで検索

アフラック 給付金 **検索**



原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

請求書類のお取寄せ <b>パソコン</b> <b>スマートフォン</b>	請求書類を郵送にてお取寄せいただけます。
請求書類のダウンロード <b>パソコン</b>	パソコンサイトでは一部の請求書類をダウンロードしていただけます。
給付金デジタル請求サービス <b>パソコン</b> <b>スマートフォン</b>	インターネット上で給付金請求手続きを完結できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件があります。

### お電話の場合

#### アフラック 保険金コンタクトセンター

**0120-555-877** **通話料無料**

<オペレーターによる受付>

受付時間:月曜日～金曜日(祝日を除く)  
9:00～17:00

<24時間自動音声応答サービス  
給付金のご請求手続き>

年中無休(24時間受付)

- 指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。

次ページへ続く▶

### 用語

- 「失効」とは  
保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため、この期間に支払事由が生じた場合、給付金などは支払われない)

前ページからの続き

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります**。ご不明な点がある場合はご連絡ください。
- 支払事由については **契約概要 P.21~26** のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。また、給付金などをお支払いする場合、お支払いできない場合の具体例は、アフラックホームページに掲載していますのであわせてご確認ください。  
**アフラックホームページ** <http://www.aflac.co.jp/>
- 給付金などの受取人が給付金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が給付金などの受取人に代わって請求できます。  
▶▶ 詳細は **しおり** 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

補足

**契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。** お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

# 07

## ご契約の無効および失効・復活

▶▶ 参照 **しおり** 保険料のお払込について

# 保険料のお払込みがない場合、ご契約が無効または失効となることがあります。

### ご契約の無効および失効

- 保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込みがない場合でも一定の猶予期間があります。
  - 「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料のお払込みがないまま猶予期間を過ぎると、ご契約は**無効となります**。(保険期間の始期にさかのぼってご契約がなかったものとなります。)
  - 「責任開始期に関する特約」の付加の有無にかかわらず、第2回以後の保険料のお払込みがないまま猶予期間を過ぎると、ご契約は**猶予期間満了日の翌日から失効します**。(効力を失います。)
  - 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、同一の被保険者で新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなることがあります。(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)
- ▶▶ 詳細は **しおり** 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効 をご確認ください。

### ご契約の復活

- 失効したご契約でも、**失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます**。この場合、告知と必要な保険料のお払込みを行っていただきます。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態などによってはご契約の復活はできません。
- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取扱いはありません。
- ご契約の復活をアフラックが承諾した場合には、告知日またはアフラックが必要な保険料を受取った日のいずれか遅い日から、ご契約上の保障が開始されます。(ただし、保障が始まるまでの待ち期間(3カ月)中に復活の手続きが完了した場合は、待ち期間後の保障が始まる日(責任開始日)から保障が開始します。)なお、復活の際も **02 告知義務 P.35** の内容が適用されますのでご注意ください。

# 08

## 解約と解約払戻金

▶▶ 参照 **しおり** ご契約後について

# 解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。

- 保険種類などによって解約払戻金があるタイプやないタイプ、または削減されているタイプがあります。
  - 生命保険は預貯金などとは異なり、お払込みいただいた保険料の一部が給付金などのお支払い、ご契約の締結や維持に必要な費用などにあてられます。したがって解約すると、解約払戻金は多くの場合、全くないか、あっても払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。
  - 解約払戻金額は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特にご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。この保険の解約払戻金については **契約概要 P.27** をご確認ください。
  - ご契約を解約すると、それに付加された特約も同時に解約となります。
  - 解約払戻金のお支払いには契約者からのご請求が必要です。
- ▶▶ 詳細は **しおり** 解約について/払戻金について をご確認ください。

# 09

## 新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し

▶▶ 参照 **しおり** お申込にあたって

# 乗り換えや見直しは、契約者にとって不利益となることがあります。

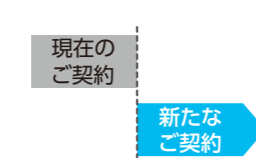
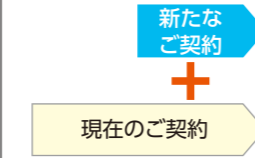
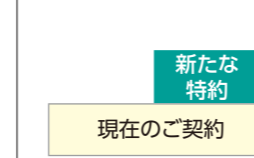
### 「新たな保険契約への乗り換え」により不利益となること

- 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につきの点について、契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。
- お申込みする商品のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約や減額されたご契約をもとに戻すことはできません。
  - 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
  - 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります**。
  - 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって**取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります**。
  - 新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直しをされる場合は、あらためて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。
  - 新たな保険契約の保険期間の始期の属する日を起算日として、「**告知義務違反**」による**解除の規定が適用されます**。また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります**。  
▶▶ 詳細は **02 告知義務 P.35** をご確認ください。
  - お申込みする商品の責任開始日から一定期間、給付金などのお受取りができない場合があります。
  - 保険料計算の基礎となる予定利率、予定死亡率などは現在ご契約の保険契約とお申込みする商品とでは異なる場合があります。
  - お申込みする商品の責任開始日前に現在ご契約の保険契約を解約した場合、保障のない期間が発生してしまう場合があります。
  - 新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直しを行う際は、現在の契約内容(特約を含む)と新たなお申込み内容(特約を含む)との比較など、契約者ご自身で内容をご確認いただく必要があります。

# 10

## 契約内容の見直し方法

契約内容を見直す場合、  
以下の見直し方法があります。

	条件付解約	追加契約	特約の中途付加
特徴	現在のご契約を解約し、新しいご契約にご加入いただくことで、保障内容などを充実させることができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。	現在のご契約の保障内容や保険期間は変わらずに、保障を充実させることができます。
しくみ	保険期間を途切れさせることなく、現在のご契約を解約し、新たなご契約にご加入いただく方法です。  ご契約は1件になります。  	現在のご契約に追加して、別の新しいご契約(契約者専用)にご加入いただく方法です。  ご契約は2件になります。  	現在のご契約にご希望の特約を付加いただく方法です。  ご契約は1件のままです。  
現在のご契約	消滅します*	継続します	継続します
保険料	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。  ※ 予定利率が現在のご契約より引き下げられ、保険料が引き上げられることがあります。	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお支払いいただきます。	特約中途付加日における被保険者の満年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお支払いいただきます。

\* 新たなご契約の契約日前日に解約となります。  
また、解約払戻金などがあれば契約者へお支払いします。(新たなご契約に充当はされません。)

- いずれの方法をご利用いただく場合もあらためて告知が必要になるため、被保険者の**健康状態によっては、ご利用できない場合があります。**



**現在ご契約のがん保険の種類や内容によってはお取扱いできない場合があります。**

各がん保険の見直し方法の詳細については、アフラックホームページをご確認いただくか、アフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

## その他留意事項

# 11

## 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

▶▶参照 [しおり](#) [その他生命保険に関するお知らせ](#)

アフラックは「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
- 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の給付金額などが削減されることがあります。  
▶▶詳細は [しおり](#) 「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

### 生命保険契約者保護機構

**03-3286-2820** 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00  
※ 祝日・年末年始は除きます。  
[ホームページ http://www.seihohogo.jp/](http://www.seihohogo.jp/)

# 12

## 苦情・相談・照会の窓口

お客さまの苦情・相談・照会をお受けします。

- 保険に関する苦情・相談・照会などがある場合は、下記のアフラックコールセンターにご連絡ください。

### アフラックコールセンター

**0120-555-027** 受付時間 月～金および第2・4土曜日：9:00～17:00  
(祝日・年末年始は除く)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな苦情・相談・照会をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

## 税金のお取扱い

▶▶ 参照 **しおり** その他生命保険に関するお知らせ

# 13

## この商品の保険料は生命保険料控除の対象となります。

### 保険料について

- 納税する方が契約者(保険料負担者)、受取人が本人(契約者)または配偶者その他の親族(6親等内の血族と3親等内の姻族)であるご契約が、生命保険料控除の対象となります。生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」に分けられます。この商品の保険料は、介護医療保険料控除の対象となります。

### 各給付金について

- 受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、非課税となります。

※詳細は所轄の税務署または税理士にご確認ください。

※2020年4月現在の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。

## その他ご確認いただきたい事項

# 14

## ご契約前に必ずご確認ください。

### 本商品は預金ではありません

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険であり、預金ではありません。したがって元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 募集代理店および生命保険募集人は、本商品による引受保険会社からの給付金などのお支払いを保証することはありません。

### 他のお取引への影響について

- 本商品に関するお客さまのお取引が、銀行などにおけるお客さまに関する他の業務やお取引に影響を与えることはありません。

### 募集代理店による事前確認などについて

- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

### お申込みのお手続きなどでご留意いただきたいことがら

- 申込書・告知書などは、内容を十分お確かめのうえ、各欄の記入者が必ずご自身でご記入ください。
- アフラックの生命保険募集人はお客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。
- ご契約をお引受けしますと、「保険証券」などを契約者にお送りします。お申込みの内容などと相違していないかどうかご確認ください。
- お客さまがアフラックの生命保険募集人の登録状況・権限などに関して確認をご要望の場合は、アフラックまでご連絡ください。

# その他重要事項

- 1 この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認いただきたい補足的情報**をまとめています。
- 2 ご契約に際しては「契約概要」「注意喚起情報」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

## もくじ

- 01 給付金などをお支払いできない場合について ..... 45
- 02 個人情報の取扱いについて(保険契約者および被保険者の皆さまへ) ..... 46
- 03 特定個人情報等の取扱いについて ..... 46
- 04 乳幼児医療費助成制度について ..... 46

## 01 給付金などをお支払いできない場合について

### ■責任開始日の前日以前に〈がん〉と診断確定されていた場合

・被保険者が、告知前または告知の時から責任開始日の前日以前に〈がん〉と診断確定されていた場合には、契約者および被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらずご契約は無効となり、給付金などをお支払いしません。

※告知には、復活の際の告知を含みます。

・この場合、既に払込まれた保険料（復活の際の無効の場合は、復活の際に払込まれた金額および復活以後に払込まれた保険料）は、契約者に払戻します。

ただし、告知前に、〈がん〉と診断確定されていた事実を、契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合には、払戻しません。

### ■責任開始日の前日以前に診断確定された〈上皮内新生物〉の場合

責任開始日の前日以前に診断確定された〈上皮内新生物〉による入院などについては、給付金などをお支払いしません。

### ■支払事由に該当しない場合

つぎのような場合など、約款に定める支払事由に該当しないとき

- (1) 〈がん〉〈上皮内新生物〉の治療を目的としない入院をしたとき（子宮筋腫、子宮ポリープ、大腸ポリープ、皮膚の良性腫瘍など）
- (2) 病院・診療所以外の施設（老人保健施設など）に入院をしたとき
- (3) 医学的な観点から入院の必要性が認められないとき

### ■告知義務違反による解除の場合

### ■保険料のお払込みが行われずご契約が失効した場合

### ■重大事由による解除の場合

重大事由とは、

- (1) 契約者、被保険者または給付金などの受取人が給付金などを詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）
- (2) 給付金などの請求に関して給付金などの受取人に詐欺行為があったとき（未遂を含みます）
- (3) 他の保険契約との重複によって、給付金額などの合計額が著しく過大であるとき
- (4) 契約者、被保険者または給付金などの受取人が、反社会的勢力<sup>\*1</sup>に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係<sup>\*2</sup>を有していると認められるとき
- (5) 契約者、被保険者、給付金などの受取人または口座名義人が、日本、米国などの経済制裁または通商禁止令その他の法令などによって、取引することを禁止または制限された者であるとき（右記「**■法令などにもとづく対応の場合**」）
- (6) 付加されている特約が重大事由により解除されたとき
- (7) 上記のほか、アフラックの契約者、被保険者または給付金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記(1)から(6)と同等の重大な事由があるとき

※上記に定める事由が生じた後に、給付金などの支払事由または保険料のお払込みの免除事由が生じていたときは、アフラックは給付金などのお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行いません。すでに給付金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでもその保険料のお払込みを求めることができます。

\*1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

\*2 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、保険契約者もしくは給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

### ■詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

### ■法令などにもとづく対応の場合

- (1) アフラックは、この保険契約における契約者、被保険者、保険金・給付金などの受取人または口座名義人が、日本、米国などの経済制裁または通商禁止令その他の法令などによって、取引することを禁止または制限された者である場合、重大事由に該当し、アフラックはご契約を解除することができます。この場合、アフラックは、上記の法令などに従いこの保険契約に関する情報を米国当局などに対し報告します。
- (2) (1)の場合、保険金・給付金など、解約払戻金の支払い、保険料などの返金はいりません。また、前項の取扱いによって、契約者、被保険者、保険金・給付金などの受取人または口座名義人に損失、損害または諸費用が発生しても、アフラックは一切責任を負いません。

※経済制裁などの詳細については、財務省または経済産業省、および米国財務省外国資産管理局（OFAC）のホームページをご参照ください。

◎その他、給付金などをお支払いできない場合については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 02 個人情報の取扱いについて（保険契約者および被保険者の皆さまへ）

### ■プライバシーポリシー

アフラックは「個人情報の取扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、アフラックホームページにてご確認ください。アフラックコールセンターまでお問い合わせください。

※以下、本「個人情報の取扱いについて」において、「個人情報」には個人番号（マイナンバー）および特定個人情報（以下、「特定個人情報等」といいます）を含みません。特定個人情報等については、下記の**03 特定個人情報等の取扱いについて**をご確認ください。

### ■お客さまの個人情報の利用目的

お客さまの個人情報の利用目的は、つぎのとおりです。

- (1) 各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- (2) アフラック、その関連会社・提携会社が取扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理
- (3) アフラック業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
- (4) アフラックおよびその関連会社における経営管理・財務管理・リスク管理その他これに付帯する業務の遂行
- (5) 外国の法令にもとづき、報告・調査・照会・訴訟手続その他これらに類する手続きに応じること
- (6) その他保険業に関連・付随する業務

### ■センシティブ情報

アフラックは保険業法施行規則により、保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲などに限り、保健医療などのセンシティブ情報を取得・利用します。

### ■代理店制度

アフラックは代理店制度を採用していますので、上記の利用目的のためにお客さまの個人情報をアフラック指定の代理店に対して提供します。なお、アフラック指定の代理店とは、つぎに該当する代理店をいいます。

- (1) ご契約の全部または一部を担当させていただく代理店（お客さま担当代理店）
- (2) 保険契約者が所属される企業などの許可を得て、当該企業などにおいて各種商品やサービスの案内・提供・維持管理などを行っている代理店（企業等担当代理店）
- (3) お客さま担当代理店または企業等担当代理店が提携するアフラックの承認を受けた代理店
- (4) 保険契約者から個人情報の提供につきご了解いただいた代理店
- (5) その他、上記の利用目的を達成するために必要な範囲内にある代理店

### ■団体（集団）などとの関係

各種保険契約の継続・維持管理などのためにお客さまの個人情報を、アフラックと団体（集団）取扱契約を取り交わしている団体（集団）や、お客さまが指定された口座振替指定金融機関などとの間で相互提供します。

### ■再保険

保険会社は、お客さまの保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険（再々保険以降の出再を含みます）を行うことがあります。この場合、保険会社は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定時に利用する個人情報を再保険の引受けを行う保険会社に対して提供します。

## 03 特定個人情報等の取扱いについて

### ■特定個人情報等の利用目的・利用

アフラックは、特定個人情報等を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます）で限定的に定められた利用目的を超えて取得・利用しません。

### ■契約内容登録制度・契約内容照会制度

アフラックは、死亡・高度障害保険金、災害死亡・災害高度障害保険金、入院給付金がある保険契約をお申込みいただいた場合には、（一社）生命保険協会加盟の各生命保険会社とともに、当該保険金または給付金のある保険契約のお引受け、保険金・給付金のお支払いの判断の参考とすることを目的として、つぎの項目を（一社）生命保険協会に登録します。

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡まで）
- (2) 死亡保険金額・災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日（復活日、復旧日または特約の中途付加日）
- (5) 取扱会社名

また、当該登録事項については、同様の目的のために、全国共済農業協同組合連合会との間で、その契約内容との相互照会を行います。

### ■支払査定時照会制度

アフラックは、各生命保険会社など\*とともに、給付金・保険金・年金などのお支払い、保険契約または共済契約など（以下「保険契約など」といいます）の解除、取消しまたは無効の判断の参考とすることを目的として、アフラックを含む各生命保険会社などの保険契約などに関する、下記「**相互照会事項**」の全部または一部について、共同して利用します。  
\*「各生命保険会社など」とは、（一社）生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

### 【相互照会事項について】

（一社）生命保険協会を通じて、照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また、他の各生命保険会社などからの照会に対し情報を提供します。なお、相互照会事項はつぎのとおりです。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡まで）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故  
※(2)記載の事項は照会を受けた日から5年以内のもの
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、契約者の氏名および被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名および被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料およびその払込方法

アフラックが保有する相互照会事項記載の情報については、アフラックが管理責任を負います。支払査定時照会制度について、詳細は「ご契約のしおり・約款」のほか、アフラックまたは（一社）生命保険協会のホームページをご確認ください。

### ■開示などのお問い合わせ

保有個人データの利用目的の通知・開示・訂正・利用停止などのご請求について、また、個人情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し、適切に対応します。

### ■特定個人情報等の提供

アフラックは、番号法で限定的に認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

## 04 乳幼児医療費助成制度について

乳幼児医療費助成制度とは、お子さま（乳幼児）が医療機関で治療などを受けた際に、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される

制度のことです。制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、詳細はお住まいの地方自治体にお問い合わせください。